

柳澤統計研究所季刊號

秋 冬 號

(第十三三號)

昭和二十年七月刊行

目 次

貴族院に於ける柳澤總裁の質問

郵便貯金利子引下げに就て

國富調査に關する柳澤總裁の報告

講演

支那には果して女性が缺乏して居るか：阪本 敦三

統計雑談

三四、郵便貯金利子の値下げに就て：柳澤保惠

三十五、趣味の統計

：阪本 敦三

統計書解題

昭和朝鮮國勢調査報告 五年度第一卷京畿道

第四十回 遷信省年報

群馬縣報告

本研究所記事—移民統計會議に關する吉阪國際勞働機關帝國事務所長の消息—國際統計協會常設事務局季報—人口問題研究會成る—國際統計協會常設事務局季報內容—國富調查復興の恩人森格氏逝く—滿洲國統計機關—新聞に散見せる統計的數字

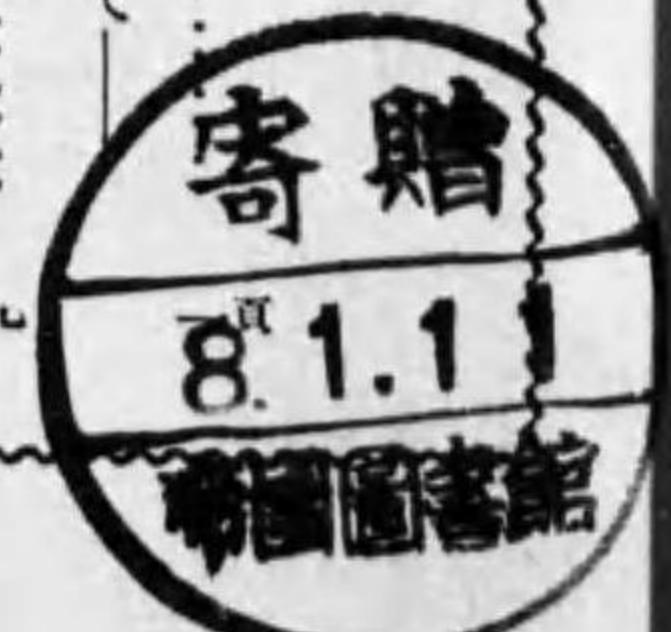
附錄

國際觀光局發表 昭和七年上半期入國外人數統計(二種) 附一

群馬縣報告 村落榮養改善實施概況 附八



始



柳澤統計研究所寄附行為拔萃

第一章 目的
本研究所は主として一般統計に関する研究及び統計に從事し公設統計機關の補助たる任務を遂行することを以て目的とする
第二條 本所は前條の目的を達するに必要な施設を爲すの外左の事業を行ふ一定の事項を指定して研究又は調査を依頼し若くは本所の設備の利用を希望するものあるときはその需めに應する

第三條 研究及び調査を獎勵すべき施設をなすこと

第四條 研究又は臨時に統計講習會又は統計講話會を開催すること

第五條 本所の事業を贊助し金錢又は物件を寄附したるもののは之を贊助員と稱す

第六條 本所の事業を贊助する事項を行ふこと

第七條 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第八條 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第九條 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第十條 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第十一條 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第十二條 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第十三條 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第十四條 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第十五條 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第十六條 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第十七條 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第十八條 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第十九條 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第二十条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第二十一条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第二十二条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第二十三条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第二十四条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第二十五条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第二十六条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第二十七条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第二十八条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第二十九条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第三十条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第三十一条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第三十二条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第三十三条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第三十四条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第三十五条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第三十六条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第三十七条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第三十八条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第三十九条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第四十条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第四十一条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第四十二条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第四十三条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第四十四条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第四十五条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第四十六条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第四十七条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第四十八条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第四十九条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第五十条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第五十一条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第五十二条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第五十三条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第五十四条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第五十五条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第五十六条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第五十七条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第五十八条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第五十九条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第六十条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第六十一条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

第六十二条 本所に定むる認めたる事項を行ふこと

欽定統計學院(英國)名譽會員
國際統計協會(和蘭)名譽會員
匈牙利王國學士院會員
同統計協會名譽會員
伯爵柳澤保惠

柳澤統計研究所季報 第三十二號

(左に掲ぐるは第六十三回帝國議會貴族院議事速記録第二號の拔記にして當研究所總裁柳澤伯爵が本年八月廿五日の臨時議會に於て郵便貯金利子引下げに關し質問せられたる全般なり、其後總裁は研究會部會に於て又個人的對談に於て遞信當局と種々意見の交換あり近き將來郵貯額低下あらんことを先憂せられたりしが利子引下げ實施の十月以降に於て果然其遞減を見るに至りたり……編輯)

貴族院に於ける柳澤總裁の質問

——郵便貯金利子引下げに就て——

昭和七年八月二十五日(木曜日)午前十時六分開議齊藤首相と内田外相の施政方針に關する演説ありて後直ちに

○議長(公爵徳川家達君)是ヨリ通告順ニ依リマシテ、國務大臣ノ演説ニ對スル質疑ヲ許シマス、柳澤伯爵

〔伯爵柳澤保惠君演壇ニ登ル〕

○伯爵柳澤保惠君 諸君、御承知ノ如クニ、本議會ノ開會スルニ至リマシタノハ、主トシテ時局救濟ニ基イテ居ル、皆様ノ御承知ノ通りデアリマス、是ハ當局ノ御言明ガナクトモ、豫算面ヲ見マスレバ明カニ分ルノデアリマス、時局救濟ニ關シマシテハ、豫算面ヲ見マスト一目瞭然タル如クニ、失業救濟ヲ始ト致シマシテ、農村及都市ニ於ケル中小商工

業者ノ救濟等ニ殊ニ重キヲ置カレテ居ルノデアリマス、而シテ其財源トシマシテハ、主トシテ公債ニ依ルト言明サレテ居ルノデアリマス、然ルニ茲ニ一種ノ増税トモ申スベキ苛酷ナル財源ガ、本月十八日ノ官報ニ現ハレテ居リマス、勅令トシテ現ハレテ居リマス、其金額ハ概算三千四百餘萬圓デアリマシテ、其内二千一百餘萬圓ハ農民、商業關係者及ビ學校生徒又ハ勞働階級ノ者ヨリ納付スルヤウナ狀態ニナツタノデアリマス、農民及中小商工業者ノ救濟ハ此議會ノ使命デアルニ拘ラズ、是等ノ人ヨリ一種特別ノ納稅ニ等シヤウナ事實ガ今後行ハレマスノハ、實ニ政府ノ御言明ニナリマシタ政策トハ、絕對ニ反對ノ事デアリマシテ、矛盾撞著ノ甚ダシイモノト思フノデアリマス、惡政ト申シテモ差支ナイト思ヒマス、其官報ノ記載ハ何デアルカト申シマスレバ、大抵御推察ノ如ク、郵便貯金ノ利子ノ大低下デアリマス、四分二厘ヨリ三分ニナリマシテ、是ハ本年ノ十月一日ヨリ施行セラレルノデアリマス、即チ貯金者ハ百圓ニ付キマシテ、年利一圓二十錢ノ利子ヲ失フコトデアリマシテ、言葉ヲ換ヘテ申シマスレバ、政府ハソレダケノ利益ヲ得ルノデアリマス、貯金者ハ百圓ニ付一圓二十錢ノ收入ガ減ジマスカラ、即チソレダケノ稅ヲ納メルト同様ノ結果ニナリマス、而シテ其總額ハ前ニ申シタ如クニ概算イタシマシテ、二千一百餘萬圓ニナリマス、此總額ヲ私ガ計算スルニ至リマシタノハ、是ハ少シモ自分ノ持ツテ居ル材料ニ依ツテ申スノデハアリマセヌ、貯金局デ毎年一回發行ニナリマス所ノ統計書、毎月一回發表セラレマス所ノ月別表ニ依リマシテ、而モ私ハ當局者ノ執ラレマシタル所ノ計算法ニ準ジマシテ算出イタシタノデアリマス、故ニ一トシテ私的ノ材料デハナイノデアリマス、併シ是ダケデハ唯概算ノ高ヲ申シタノデアリマスルカラ、極ク簡單ニ其金額ノ出所ト、貯金者ノ種類ニ付キ一言スル必要ヲ感ジマス、私ハ茲ニ數多ノ資料ヲ持ツテ居リマス、皆是ハ政府カラ戴イタ資料デアリマス、ソレニ依リマシテ私ハ計算シタノデス、

先づ私ハ最近ノ事實、即チ本年七月三十一日ニ於キマスル所ノ貯金ノ狀況ヲ申シタイト思ヒマス、是ハ何處ニモ發表ガアリマセヌ一箇月ニ足ラヌ前デアリマスカラ……、是ハドウシテ斯様ナモノヲ個人ノ私ガ一箇月ニモナラヌモノヲ、概算トハ申シナガラ公表ガ出來ルト申シマスト、是ハ遞信當局ガ出サレタ所ノ種類別竝ニ算法ヲ全ク私ガ使ッタノデアリマス、本年七月三十一日ニ於キマスル郵便貯金者ノ人數ヲ申シマスト約四千萬人デアリマス、三千九百四十七萬餘デアリマスカラ、約四千萬人デス、其金額ハドウナリマスト云フト、是ガ約三十億……二十九億二百餘萬圓デアリマス、此數ノ出所ヲモウ一遍申シマスガ、元來郵便貯金ヲ致スモノハ申込書ニ職業ヲ書クノデアリマス、書クノデアリマスケレドモ、其職業調ト云フモノハ實際サレナイノデス、又年報ニ出テ居リマスル所ノ職業別ナルモノハ實ハ職業分類デハナイ、内閣訓令ニ基ク所ノ職業分類ニ依ツテ居ラナイ、職業別トハ申サレナイノデアリマス、併シ、其非難ハ別ト致シマシテ、兎ニ角職業別ト稱シテ居ルモノガ十一種アルノデアリマス、此十一種ヲ一々申シマスノモ何デスガ、チヨット申上ゲテ置キマセウ、一農業、二商業、三工業、四雜業、五諸業者、被傭職工及一般使役人、六官吏軍人、七學校生徒、八漁獵業及船夫、九無職業、十社寺其他團體、十一職業未詳、マルデ職業分類デハナイノデアリマス、何ダカ分ラヌ區別デアリマスガ、兎ニ角之ヲ職業別ト言ハレテ居ル、ソレデ分ケタ所ノ數字ガ前々カラ出テ居リマスガ、是ハ貯金局年報ヲ御覽ニナルト分リマス、初メ大正七年ニ於ケル事實ヲ取リマシテ、其代表的ノ數字ヲ書キナガラ、ソレニ依ツテ調ベルニ非ズシテ一種ノ代表數ヨリ推定シテ職業別人員及金額ヲ出サレタ、故ニ此職業基礎トシテ有名ナル數學者ノ「ベルヌイイ」氏ノ算法ニ依ツテ出シタトソレハ書イテアリマス故ニ、申込書ニハ職業ヲ書キナガラ、ソレニ依ツテ調ベルニ非ズシテ一種ノ代表數ヨリ推定シテ職業別人員及金額ヲ出サレタ、故ニ此職業分類ノ比率ハ大正七年以後昭和五年度末ニ至リマスルマデ少シモ率ガ變ツテ居ラナイ、……十四年前ノ所謂職業別

比率ナルモノガ今日マダソレヲ用ヒラレ同率デ年々發表サレテ居ル、是ガ既ニオカシイノデアリマスガ、兎ニ角私ハ其資料ニ依ツタノデアリマス、其資料ニ依リマシテ、其算法ニ依リマシテ本年七月三十一日ノ十一種ノ職業、所謂職業ニ對シテ數字ヲ割當テマスト、數字ハ略シマスガ、…比率ヲ申シマス、此比率ガ矢張り大正七年カラ同ジデス、此比率ニ依リマスト、農業ガ百人對三割五分、學校生徒ガ一割八分、商業ガ一割、諸業者及被傭職工等ガ七分、是デ合セテ七割一分餘ニナルノデアリマス、其他ノ七種デ以テ二割八分餘ニナッテ、合計百ニナリマスカラ、詰リ初メノ四種、即チ農業、學校生徒、商業及勞働…筋肉勞働者ト云フモノガ大部分是等ノモノガ七割一分餘ヲ占メテ居ルノデアリマス、即チ、郵便貯金ヲシテ居リマスモノノ大部分デ、今般救濟サレムトスル所ノ人ミデアル、金額カラ申シマスルト總計約三十億近イ所ノ貯金額中デ、今ノ四種類ノモノガ十七億餘圓ヲ占メテ居リマス、人數ヲ申シマスルト、約四千萬人ノ中デ、只今ノ四種ノ階級ガ二千八百餘萬人、割合デ七割餘、斯ウ云フ風ニナッテ居リマス、ソレデ、只今ノ四種ノ人達ノ利息ヲ申シマスト、四分二厘デ勘定イタシマスルト、七千三百七十五萬餘圓ニナリマス、低下シタル三分ニ依リマスルト五千二百六十八萬餘圓デアリマス、差引ココデ一千百餘萬圓ノ利子、是ガ政府ノ儲ケラレル所デ、是ガ四種ノ人ヨリ特稅トシテ取ラレルト云フ額ニ當ルノデアリマス、右様ノ次第デアリマシテ、約七割一分強ニ達スル人…併シ、此中ニハ學校生徒ガ入ッテ居リマス、勿論此學校生徒モ大部分ハ只今ノ申上ゲタ所ノ三種ノ内ニハ入りマセウケレドモ、若シソレガ父兄ノ職業ガ不確カデアルト致シマシテ、之ヲ除キマシテモ、矢張リ總貯金者ノ五割四分ノ數ニナルノデアリマス、此人達ガ所謂今度救ハレムトスル農民、此中ニハ山村民、漁民モ入ルノデアリマス、又商業者勞働階級等デアルノデアリマス、是等ノ人達ノ最大多數ガ今度豫算面ニ於キマシテ救濟セラレム

トスルノデアル、豫算面ニ於キマシテ、一方是等ノ人達ガ多少救濟セラレルト同時ニ、他方勅令ニ依ツテ是等ノ人達ガ増稅ニ等シイ結果ヲ受ケルノデアリマス、要スルニ今日ノ場合、救濟ヲ最モ必要トシマスル階級ノ人達ニ、苛酷ナル收入減ト認メラレルヤウナ御取扱ヲサレルノデアリマスガ、是ハ如何ナモノデアリマセウカ、政府ノ御方針ト全ク逆行シテ居ルト思ヒマス、如何デゴザイマセウ、左様ニ齋藤首相ハ御認メニナリマセヌカ、又南遞信大臣ハ平素御懇情ヲ忝ナウシテ居リマシテ、殊ニ世情ニ通曉サレタ方デアリマス、實社會ノ生活狀態ニハ餘程深甚ナ御注意ヲ拂ハレル方デアリマス、而モ所管ノ事項ニハ一層精通セラレル方デアル、斯様ナ御方ハ郵貯利子引下ノヤウナ舉擧ニ無論絕對ニ反対サレルト思ハレルニ拘ラズ、一モニモナク贊成サレ益、農民ヤ勞働階級ノ生活ヲ魯威スルガ如キ、改惡ノ勅令公布ニ贊成サレタノハ、私ノ説明セル事實以外ニ、何カ是ハ深イ理由ガアルノデアリマセウカ、私ノ今簡單ニ申シマシタ統計的資料ハ官廳ノ資料ニ依ツタノデアリマスカラ、失禮ナガラ之ニ對シテ何等南君ヨリ抗議ハ出來ナイ筈ト私ハ思フノデアリマス、故ニ何カ他ニ特別ナ理由ガゴザイマセウカラシテ、ソレヲ私ハ特ニ南君ヨリ承リタイト存ズルノデアリマス、終リニ一言イタシタイト思ヒマス、私ハ昨日ノ午後ニ貯金局ヨリ葉書ヲ受取リマシタ、是ハ私バカリデハアリマセヌ、印刷シテアリマスカラ…此標題ニ「御参考マデニ御一覽下サイ」ト書イテアル、見マシタ所ガ年四分二厘ニ計算シテアル普通貯金が出て居ル、是ガ一年、三年、五年、十年、二十年、三十年、四十年、五十年ト出テ居ル、十月一日ヨリ三分ニ下ゲヤウトシテ居ル場合ニ、貯金局ガ御参考下サイト云々テ四分二厘ノ計算ヲ下サツタノハ是ハ何ノ譯デアリマセウカ、私ハ能ク世間デ申シマス親ノ心子知ラズト申シマスガ、民ノ心役人知ラズト云フノハコンナ事デハナイカト思フ、私ハ實ニ驚イタノデアリマス、併シソレトモ勅令ニ出マシタ所ノ四分二厘ヲ三分ニ下ゲタノニ

御氣付カレテ、將來之ヲ撤廢スルト云フ 御考ガアツテ左様ナ葉書ヲ下サレタノデアルカ、ドウゾ此邊ハ特ニ御考慮
チ：：ノミナラズ南君ヨリ説明ヲ承ハリタウ存ズルノデアリマス、私ハ簡單ニ是ダケデ自分ノ質問ヲ止メマス

〔國務大臣子爵齋藤實君演壇ニ登ル〕

○國務大臣（子爵齋藤實君） 柳澤伯爵ノ御質問ニ付キマシテ一言私ヨリ御答ヲ申上ゲマス、政府ハ經濟界ノ現狀ニ鑑
ミマシテ、其窮境ヲ打開シ且ツ產業振興ヲ圖ル爲ニハ、根本手段トシテ通貨ノ供給ヲ圓滑ナラシムルノ緊要ナルコト
ヲ認メマシテ、今回十月一日ヨリ郵便貯金ノ利子ヲ一分二厘引キ下ゲテ三分トスルコトニ決定イタシタノデアリマ
ス、元來御話ノ如ク郵便貯金ハ庶民階級ノ零細ナル貯金ヨリ成ルモノデアリマスルカラ、其利子ヲ引下ゲルト云フコ
トハ、出來得ル限り之ヲ避クベキデアリマスガ、今日ノ非常時ニ際シマシテ經濟界全體ノ立直シノ爲ニハ、一般金利
ヲ低下シテ金融ノ圓滑ヲ圖ルコトガ緊要デアリマスル爲ニ、此際此趣旨ヨリシテ郵便貯金ノ利子ヲ引下ゲ、之ニ依
テ預金部ノ資金貸付ノ利率ヲ低下イタシ、殊ニ各種ノ地方資金ヲシテ低利ニ融通ヲ致シ、農村及中小商工業者ノ救濟
ニ資スルト共ニ一般金利ノ低下ヲ誘導セムトスル者デアリマス、此結果一般金利ガ低下イタシ、產業ノ振興ヲ招來ス
ルコトトナレバ、直接間接ニ庶民階級ノ利益ヲ増進スルコトトナリマシテ、郵便貯金ノ利下ニ依ル不利益ハ軽テ補ハ
ルルコトデアルト考ヘテ居ルノデアリマス、之ヲ以テ御答ト致シマス、尙ホ數字等ノコトニ付キマシテハ主管大臣ヨ
リ申上ゲマス

〔國務大臣南弘君演壇ニ登ル〕

○國務大臣（南弘君） 只今柳澤伯爵カラ郵便貯金ノ利下ニ付テ御質問デアリマシタガ、之ニ對シテ總理大臣カラ只今

御答辯ニナリマシタ、私モ利下ノ理由ト致シマシテハ、全ク總理大臣ガ御述ベニナツタ通リデアリマス、郵便貯金ノ
貯金者ノ内譯ニ付テ色ゝ詳シク統計ヲ承ハリマシタガ、多少ノ何ハアリマスルケレドモ、大體柳澤伯爵ノ御述ベニナツ
タ通リデアリマス、申スマデモナク郵便貯金ハ、柳澤伯ノ仰セノ通り、細民ノ零細ナル資金ノ集マリデアリマスルカ
ラ、之ガ利下ハ容易ニ行フベキモノデナイト云フコトハ能ク私モ承知イタシテ居リマス、若シ是ガ平時ノ狀態デアリ
マスルナラバ、無論利下ト云フヤウナコトハ考ヘモ致シマセヌ、若シ又金融社會ノ狀態ガ利下ノ已ムヲ得ザルニ至ラ
シメルト致シマシテモ、此度イタシマシタ如キ一分二厘ノ如キ利下ヲ致スコトハ穩當デナイト云フコトモ能ク承知イ
タシテ居リマス、併シ先程總理大臣ガ御述ベニナリマシタ通り、今日ハ實ニ非常時デアリマシテ、我國ノ經濟狀態ハ
極端ニ疲弊困憊イタシテ居リマス、之ガ建直シヲ致シマスルト云フコトハ、目下ノ最モ急務デ、サウシテ之ガ爲ニハ
通貨ノ流通ノ圓滿ヲ圖ルト云フコトモ必要ナコトデアリマシテ、此點ニ付キマシテハ既ニ前議會ニ於キマシテ、日本
銀行ノ條例ノ改正ニ依リマシテ、此目的ノ一端ガ達セラレタコト存ジマス、是ト共ニ徹底シタル低金利ヲ以テ此沈
澱シテ居ル所ノ經濟界ノ立直シニ資スルト云フコトモ亦最モ必要ナルコトト存ジマシテ、此度ノ利下ヲ實行シタ次第
デアリマス、又此非常時ノ救濟ニ於キマシテ、最モ重要ナル位置ヲ占メテ居リマス所ノ低利資金ノ融通ニ依ッテ、三
年間ニ於テ約八億ノ低利資金ヲ融通シテ、以テ此時局ヲ救濟シヤウト云フノデアリマス、其救濟ノ最モ重要ナル位置ヲ
占メテ居リマス所ノ低利資金ヲシテ、益々低利ニ之ヲ融通イタシマシテ、地方ノ救濟ヲスルト云フコトガ最モ今日ニ於
テ急務デアルト存ジマシテ、斯ノ如キ利子ノ引下ヲ致シタヤウナ次第デアリマス、サウシテ此利子ノ引下ニ依リマシ
テ、既ニ一度此事ガ發表サレマスルヤ否ヤ、日本銀行ニ於テハ十八日ニ於テ、既ニ日本銀行創立以來未ダ曾テナイ所

ノ、最低利一錢二厘ト云フ利下ガ決定シテ公表ニ相成ツテ居リマス、又普通銀行ニ於キマシテモ之ニ順應イタシマシテ、漸次既ニ今日ニ於キマシテモ二十六日カラ五厘ノ引下ヲ致シテ居リマス、無論之ニ於テ打切りデナイ、將來此政府ノ低利政策ニ順應シテ、漸次民間ノ貯金並ニ貸出シノ利息モ低下イタシマシテ、上下力ヲ協セマシテ低利政策ヲ實行シテ、サウシテ此時局ヲ救濟スルニ至ルコトト存ジマス、柳澤伯モ御承知ノ通リ、今度ノ救濟案ニ於テ、最モ其利益ヲ受クル者ハ矢張リ此細民デアリマス、豫算ニ於キマシテ三年間ニ於テ六億ノ低利資金ニ於テ八億ノ：：是等ノ金ニ依ツテ救濟セラル所ノ大部分ガ細民デアル、斯ノ如キ意味ニ於テ低利救濟政策ト致シマシテ一分二厘ヲ利下ヲ致シマシタ細民ハ、又一方ニ於テ非常ニ得ル所ガアル、又此低利政策ニ依ツテ失フ所ノモノハ必ズシモ細民デナクシテ、一般國民ガ此低金利政策ニ依ツテ多少ノ犠牲ヲ拂ウノデアリマス、必ズシモ細民ノミデナイト思ヒマス、ソレカラ何カ貯金局カラ配付イタシマシタ書類ノコトニ付テ御尋ネデアリマシタガ、私マダ承知イタシマセヌ、尙本能ク調べマシテ申上ゲタイト存ジマス

○伯爵柳澤保惠君 私ハ只今首相並ニ遞相ノ話ヲ承ハリマシテ少シモ満足シナイノデアリマス、餘程遞相ハ御苦シイヤウナ態度デ説明ニナリマシタガ、私ノ質問スル所ノコトニハ餘り當ツテ居リマセヌ、併シ私ハ是レ以上申シマスト細カクナリマスカラ：：：總理大臣ハ固ヨリ南君モ餘リ御存ジアリマスマイカラ、豫算委員會ニ於テ明カニ數字ヲ以テ質問イタシマス、是デ打切リマス

國富調査に關する柳澤總裁の報告

國富調査復興の經緯に關しては既に前號に詳報し置きたるが、愈々十月十三日內閣總理大臣官邸に開催の第二十五回中央統計委員會總會に於て、八月一日諮詢案第四號特別委員會の決定せる答申案及附帶決議案に就き特別委員長たる柳澤本所總裁の報告あり審議の結果原案通り可決を見たり、左に其の報告を掲ぐ。

諮詢案第四號、「國際聯盟ニ提出スベキ國富統計ニ關スル件」是ハ大正十一年一月十六日ニ本會ニ諮詢セラレタモノデアリマス、同年ノ一月二十八日ニ本會ガ開カレマシタガ合議ノ結果、ソコデ種々論議ノ結果九名ノ特別委員ニ調查研究ヲ委託セラレタノデ特別委員會ハ二回開カレマシタガ合議ノ結果、一ノ決議案ガ出來マシタ、其文句ハ「右ハ頗ル複雜多岐ニ亘ルヲ以テ到底短時日ノ間ニ調査ヲ了スルコト能ハズ依テ時日ヲ限定セズ、此儘調査ヲ繼續シ、調査結了ノ上ニテ相當ノ意見ヲ付シテ答申スル」ト云フノデアリマス、之ヲ本會ニ提出イタシ、同年三月七日其通リニ可決ニナリマシテ會長ヨリ當時ノ内閣總理大臣ニ答申セラレタノデアリマス、然シテ先方ヘノ回答ハ當局ニ任せ是ト切りハナシテ國富調查ノ件ハ將來モ繼續シテ研究シヨウト云フ事ニナリ改メテ七名ノ特別委員ガ指名セラレマシタ、ソレデ此特別委員會ガ繼續スル事ニナリマシタノデ、此後大正十二年七月七日ニ特別委員ノ會合ヲ致シマシタ、其時ノ議事速記ハ見當リマセンガ、二三ノ統計官ノ意見モ徵シタ結果、斯様ナ調査ヲスルノハ統計局ノ普通ノ費用デハ十分デナイ、又人モ足リナイ、願ハクハ人モ増シ、經費モ増シテ戴ケバ此事ガ出來ルト云フコトデゴザイマシタガ、不幸ニシテ其後經費モ出ズ、人員等ノ綜合セモツキマセヌノデ到頭十ヶ年經チマシテ今日ニ至リマシタ、遲マキナガラ現政府ハ先般ノ議會

ニ於キマシテ緊急支出トシテ國富調査費三萬五千圓ヲ提出セラレ兩院之ヲ可決致シマシタノデ、其後臨時委員ノ増加、特別委員ノ追加、及ビ囑託ノ任命ガアリマシタ、ソレデ本年七月十九日久々ニテ特別委員會ヲ開キマシテ先づ國富調查ノ範圍、方法、國民所得調査等重要ナル諸問題ニ關シ種々意見ノ交換ヲ致シタ末一層審議ヲ盡ス爲メ小委員六名ニ御面倒ヲ願フ事ニナリマシタ、小委員ノ方々ハ大暑ノ候ニ係ハラズ七月二十五日、二十六日、二十七日ノ三日間長時間ニ亘リ會議ヲ開カレマシタガ、結局參考トシテ提出サレタル統計局案ノ骨子トモ申スベキ國富調査要綱、昭和五年國富推計方法ヲ原案トシ種々審議ノ上多少ノ修正ヲ加ヘ猶國民所得調査ノ實行ニ關スル決議ヲモ決定サレマシタ、八月一日特別委員會ヲ開キ何レモ小委員會決議通リニ決定サレマシタノデ今日茲ニ提出致ス事ニナリマシタ、逐條ノ説明ハ略シマスガ——此ハ御質問ガアレバ當局者又ハ小委員ノ方々ヨリ御話被下様御願ヒ致シマス、私ハ茲ニ唯國富調査ノ範圍及ビ方法、昭和五年調査ノ理由ヲ簡單ニ申上ゲル事ニ止メマス。

國富調査ノ範圍ハ要綱ノ第一ニ書イテアル通リデアリマスガ日本本土ニ於ケルアラユル國富ヲ皆包括シテ居ルノデハアリマセン、調査可能ノ範圍内ニ限ルノデアリマス、ソレデ第二ニ列記シテアリマスル——十七マダノ内一一十六マデガ物的財貨ノ項目デ其調査方法トシテハ所謂物的即チ客觀的調査ニ由リマスノデ人的即チ主觀的調査ニ由ラナイノデアリマス、我國デハ從來國富トカ地方ノ一部分ノ富力ナドヲ調べタ事モアリマスルガ、是等ハ個人ノ調査モアリ又大藏省ヤ日本銀行ヤ又或ル縣デ調べタ事モアリマス但シ何レモ物的調査ノ方法ニ由ツテ居ルノデアリマス、先年國際聯盟ヘ國勢院ヨリ統計官ノ調査トシテ提出シタ分モ亦物的財貨ノ總額デアリマシタ、今回ノモ亦此ニ倣ヒマシテ客觀的調査ニ由ルノデアリマス、此等ニ對外債權債務差額ヲ加ヘマシタ者ガ今回ノ國富調査ノ全體ニナルノデアリマス。

附 帶 決 議

ス、而シテ其調査ノ目標ヲ昭和五年末トシマシタノハ既存資料利用ノ點ヨリ便宜ノ多イ事ト金輸出解禁中ナル事トヲ考慮シタノデアリマス、猶二萬五千ノ各種ノ世帶ニ對シ實地調査ヲ本年末ノ狀況ニ付テ行ヒ其結果ヲ昭和五年末ノ時價ニ換算シ且ツ特殊ノ個所壹萬餘ニ對シ照會調査ヲ行ツテ國富推計上ノ參考トルノデアリマス、次ニ申上ゲタイノハ決議案ノ事デアリマス、此ハ本會ノ決議トシテ御決定ヲ願ヒタイト思ヒマス、一應決議案ヲ讀ミマス。

何卒特別委員會決定ノ分モ又此決議案モ御賛成ヲ願ヒマス。

註 (1) 及ビ(2)ハ前號掲載濟ニ付再錄セズ

講演

支那には果して女性が缺乏して居るか（其の一）

（昭和七年十一月十二日月次講演會）

阪本敦

支那には女が少いのではないかといふことは、鳥渡誰にでも氣付くことであるが、さて之を統計的に研究して見やうとした人は、餘り聞かない、それは何故なれば之に關する正確なる統計材料がないからである。所が雑誌「東亞」の本年十一月號に有馬成甫氏が「支那女性の缺乏と社會問題」と題し、統計的に支那女性缺乏を實證しようと試みられたのを見た、けれども其の取扱つた材料が、適當でなかつた爲め、十分我々を満足せしむることが出来ないと思はるゝので、今日は一つその事に就き諸君にお話して之を研究してみやうと思ふ。

で、有馬氏の取扱つた材料といふのは何であるかと申せば、先づ第一に關東廳の現在人口を用ひられたことである。何故なれば關東廳管内は諸君も知らるゝ通り、我が國で租借して以來急劇に移住者を増し、今以て増加して止まないのであります、而して其の増加するのは申す迄もなく男が多い、これは新發展地の常であつて、古今内外を問はず必然の勢であります。さやうな變態的地方、それも支那全國からいへば、地域からいふても人口からいふても、其

の何百分の一に足りない、しかも北方寒冷の半島の突端の人口狀態を以て支那全國の人口狀態を推定しようとするなどゝは、ちと無謀の企ではあるまいか、それも出生とか、死亡とかいふ自然的の現象を取扱つて居らば、まだしも、現在人口や現住人口（氏は現在人口をも現住人口をも殆ど同様に取扱つて居らるゝ様である）では到底十分なる目的を達し得られぬ、唯僅かに旅順市の隣接地方家屯會の人口狀態は、旅順市に男子を供給（家庭傭用人となり、或は商人又は滿鐵其他官衙の雇員として）して居るにも拘はらず、矢張男子が多いのは「支那人の女性缺乏を實證するものでなくて何であらう」などゝいふて居らるゝに過ぎない。尤も此の外に農業や水産業の人口又は年齢別などからも觀察せられて居るが、關東廳管内の如き所の靜態人口のみを如何に觀察せられたとて、支那全國の人口の男女の割合を知るの尺度とはなりさうはない、然るにも拘はらず之を以て支那本土の人口狀態を類推しようといふのであるから、其の大膽さには頗る驚かされるのである。

次ぎに氏は支那の女性缺乏に就き其の原因を三つ挙げられて居る、其の（一）は男子の出生が多いこと、これはさすがによい所へ氣付かれたものであるが、惜しいことには支那人以外と比較してないことである、といふのは出生者には男子は女子より多いことは、是亦古今内外を論ぜず一定の事實であつて、敢へて今更言ふ迄のことはない、問題は唯其の男子が幾何程度に多いか他と比較して判断すべきであつて、支那人ばかりでは決して分るものではないのである。（二）は妙齡期女子の死亡率が多いこと、といふのであるが、これには亦關東廳管内の支那人の死亡數を男女に分ちて掲げてあるが、唯それは實數を對照してあるばかりで、やつぱり何故に女が少いかには關係はない、といふのは十一歳以上二十五歳迄の女の死亡即ち妙齡期の女子死亡數（「二」には死亡率とあれども死亡率は示していない）が男子

より多いといふ迄で、何故妙齡期の女子の死亡が多ければ、女性が缺乏するかの説明がない、それはその筈で、さやうな説明が出来るものではないのである、それにも拘はらず氏は「之を比率として算出したならば少數の女子に對する多數の死亡者であるからその死亡率は男子のそれに比し遙に高率を示すことは疑ひないことである」などといふて居らるゝばかりで、比率を示す所か、何の説明もしてない。(三)は溺女の風習があること、これは餘程奇怪な風習で、我々日本人などには非常に残酷な風習と思はるゝ、又私には非常に耳新しい、否諸君に於ても定めし耳新しいことを思はるゝ故、原文中から必要な所だけを読み上げることゝ致しませう。

北京雑誌に依れば

「溺子の俗は北京にては尙未だ多からざるが如し、此は兒女生れ出づるの後直に水を盛りたる盤中に入れて溺死せしむるものとす、故に溺子と稱す、而して其の理由は墮胎と多く異なる所なしと雖、亦自ら事情を同じくせざるものあり、即ち僅かに此の世の光を見たるのみにて直に幽境に送らるゝ不幸の兒は男子よりも女子を多しとすることはなり、古來男兒を貴み女兒を賤み男兒を得むが爲には神佛に祈り慈善をなし公然妾を容るゝことを許すの俗なれば、生れながら直ちに殺さるゝ者は女兒に多きことは怪しむを須ひざるべし。

加之女兒は他日成長の後之を人に嫁せむとするには相應の費用を要す、之亦女兒を養ふことを欲せざる一因なり、溺子も亦法律上犯罪を構成せざるものとす」

「中華全國風俗誌」第一開卷五には東坡集を引いて次の様に掲げて居る。

「黃州（湖南）……近聞黃州小民、貧者生子多不舉初生便於水盆中浸殺之云……東坡集」

同書下巻六には

「辰州（湖南）之溺女。

辰州生女多溺死、故女甚貴、兩婚亦須三十餘金、前夫久而復訟、謂之求數訟牒中、十有六七、甚有男子僅三

四十歲而女子已六七十歲者、其老死不得娶者又比比然也」

溺女の風習について掲げられた文獻は先づ以上の様なものであります、是れで見ると此の風習は専ら湖南省の事實で、北京などには未だ多くないとあるにも拘らず、氏は支那人は家族制度上からも、經濟上からも男子を尊み、女子を卑しむ故、全國的に此の風習があるかの如く判断し、之を以て社會問題なりとして、遂に之が對策如何に就いて論じて居らるゝのである。が私が今日諸君にお話しようとするのは、溺女の事でもなく、社會問題延いては其の對策如何迄を探りて批評を試みるのではない、唯有馬氏が引用せられた統計が餘りに見當はづれでることに就き一言したいのであります。それならば、支那人は女が缺乏（ちとへんないひ様で何故女が少いといはぬのか分らぬ）して居らぬかといへば、男女の比率からいへば我が國などより女の少いであらうことは想像し得らるゝ様であるが、さりとて氏の如き統計の研究では分らぬといふのであります。それは前に段々述べた様に男の非常に多かるべき關東廳管内の人口、それも主として靜態を用ひて居つては分り様がないこと、妙齡の女子に死亡者が多いからといふて必しも女子が少くなるることはいへぬことを強調したいのである、然らば如何にせばそれが分るかといふことになるのであるが、これは支那の如き人口統計の不完全な國では直接數字的には證明は出來ぬ、矢張間接的に推測するより外はないのであるし、その材料さへも十分には得られぬけれども全然分らぬこともあるまいと思ふが、時間が來た故その研究

は來月の月次會に譲ることとする。

(其の二) (昭和七年十二月十日月次講演會)

先月の講演會でお約束して置きました、支那には果して女性が缺乏して居るか否かに就き私の研究方法をお話することと致します。

で、先づ其の材料であるが、私も矢張關東廳管内の人口統計を用ひます、が、そればかりでは心もとないから、之に加ふるに臺灣の人口統計をも用ひます、さうすれば北支那と南支那との兩方が分ると思はる。のみならず此の二地方の統計は大いに信頼するに足るものであります。けれども殘念なことには支那中部に關する統計の信頼すべきものがないのであるが、これは致し方がない。

さて、然らば同じ關東廳管内の統計を用ひて、如何にして合理的の研究がなさるゝかといへば、先づ出生死亡の數に依り自然増加の状態を觀察します。それも單に男女の別なく觀たのでは分らぬ故、各別に觀察することとします。即ち昭和五年に於ける出生は男一四、〇七四人、女一三、〇九六人にして同年の死亡は男八、九八二人、女七、四九九人である故、男の自然増加は五、〇九二人、女の自然増加は五、五九七人となる。それ故女の方が男より五〇五人多くなつた譯である。然らば臺灣はどうか、矢張昭和五年に於ける本島人即ち支那種族の出生は男が一〇一、六三二人、女が九六、五五四人、其の死^亡は男が四五、七九七人、女が四〇、二八〇人で、自然増加は男五五、八三五人、女五六、二七四人である故、是れ亦女の自然増加が男より四三九人多いこととなつて居る、これは關東廳管内よりは少いが兎に

角の方方が男より多くなつて居るのである。此の自然増加といふものは、來住、往住などの人爲的増加でなく、大部分否殆ど皆其の土地に常住して居る人が生んだのであるから全く支那種族自然の顯れといはねばならぬ。然しながらそれだからといふて直に支那種族は女が男より多いといふのは早計である、何故なれば生れる女子は生れる男子よりも少い、しかし死亡する女子は亦死亡する男子より少いから此様な現象が出來るので、實際に於ては男子の方が多いのであるが、年々女子の自然増加が男子より多い場合は結局女子が男子より多くなる筈である。がそれは來住、往住を度外視しての計算であるから、臺灣や關東廳管内の如き新開地には、事實左様な時は當分來ないかも知れぬが、若し支那種族がすべて左様なものとすれば、數理上女が多くなる譯であります。

これは支那種族の場合である故、その比較の爲め、内地人がどうであるかを見ませう。先づ關東廳管内から始める、即ち昭和五年の出生は、男三、一五七人、女二、八九七人、死亡は、男一、三四二人、女一、二六八人、差引自然増加男一、八一五人、女一、六二九人である故、これは男の方が一八七人多い。然らば臺灣の内地人は如何か、同年の出生は男三、六一九人、女三、三一八人、死亡は男一、六〇二人、女一、一四八人、差引自然増加男二、〇一七人、女二、一七〇人である故、女の方が一五三人多いのである。これは何れも特に同一地方に居る内地人につき調べて見たのであるが、日本に住んで居る日本人につき調べて見たらどうであるかといへば、同年の出生は、男一、〇六九、五五一人、女一、〇一五、五四九人、死亡は、男六〇三、九九五人、女五六六、八七一人、差引自然増加男四六五、五五六人、女四四八、六七八人であつて、男の自然増加が一六、八七八人多いのである、さうして見るに日本人は一般からいへば、男の方が女より多くふえる傾があるといへる、然るに支那人は女の方が男より多くふえて居る、然らば氏のいはれる支

上迄 以歲	十五歲以上二十五歲迄	臺灣		關東廳管內		現在又は現住人口 千につけ死亡者數
		現在 人口	死亡 者數	現住 人口	死亡 者數	
十二 歲五 以歲	零歲以上十五歲迄	七百三十七	七三、五一	二七、〇五	二五、三八	九九
十五歲以上二十歲迄	八〇、〇〇〇	二〇、七七〇	一九四、二七〇	三七、一三五	三一、七六八	九九
二十歲以上二十五歲迄	三五、三一〇	六一、一八三	一、三三五	一〇、〇六六	一、二七〇	七七
十五歲以上二十五歲迄	元〇、七〇	二二、七四四	一、五五五	八、〇六八	一、〇六六	七一
十五歲以上二十五歲迄	二二、七四四	一、五五五	一、三三五	八、〇六八	一、二七〇	六五
十五歲以上二十五歲迄	一五、七四四	一、五五五	一、三三五	八、〇六八	一、二七〇	四〇
十五歲以上二十五歲迄	八、五五六	一、五五五	一、三三五	八、〇六八	一、二七〇	九五
十五歲以上二十五歲迄	六七	一、五五五	一、三三五	八、〇六八	一、二七〇	七一
十五歲以上二十五歲迄	七七	一、五五五	一、三三五	八、〇六八	一、二七〇	六五
十五歲以上二十五歲迄	七一	一、五五五	一、三三五	八、〇六八	一、二七〇	四〇
十五歲以上二十五歲迄	九五	一、五五五	一、三三五	八、〇六八	一、二七〇	九五

臺灣及び關東廳管内に於ける支那種族の體性及び年齢別死亡比較

以上は有馬氏の之に關する研究方法が餘りに的外れの觀があつたので聊か批評を加へて見たのであります。尙此處に臺灣及び關東廳管内に於ける支那種族の體性及び年齢別死亡比較

臺灣及び關東廳管内に於ける支那種族の體性別平均死亡率

の三表を掲げて置きます故御覽下さい。

那人は女が缺乏して居るといふのは、如何かと思ふ。況んや臺灣の如きは女の死亡率は男の死亡率より（大正九年及び大正十四年共）低率である、それは支那種族ばかりではなく、内地人も僅かではあるが矢張女が低率である。尤も關東廳管内の支那人及び日本人は共に女の方が死亡率が高い（大正五年）、これは其の原因が何れにありやは分らないが、さればとて、之を以て直に支那全體を律することを得ないのは、臺灣が女の死亡率が男より低いからといふて、之を以て直に支那全體を律することは出來ない、然らば之を平均して見たならばどうなるかといへば、昭和五年に於ける臺灣及び關東廳管内の現住人口及び同年の死亡者數を合併し、平均死亡率を求めた處が、男は一九・二%、女は一九・〇%となつた、これで見るごとくも支那種族は女の死亡率が男より幾分低率ではないかと思はれる、従つて支那人全體からいへば、決して女が少いとはいへぬと思ふ、況んや氏に依れば支那の陳長衛といふ人は未報所在不免、蓋以通常調査之經驗言之、人民常有一種屢見之習慣、即嬰兒數不報尤以女嬰爲甚、尤甚者則少數已十餘歲之女子、尙有隱匿不報之惡習。

といふて居るさうであるが、之を以て見れば、女性が少いのではなく、女子は隠匿して、報告しないのである。それ故女百に對し男一二二などゝいふ比率を示して居るのであるらしい、まして北の方では滿洲へ苦力として出稼に出る男が多く、南の方では華僑といふて南洋其の他の外國へ商賣に出て居る男が多い、加之此の頃は内亂止む時なく、多くの男子を失ふて居る支那としては、どうしても女が缺乏して居るとは考へられぬのであります。がこれは唯私の想像のみで、正確なる調査が得られぬ内は前述べた位より外之を證明する方法はあるまいと思はれる。

迄歳十五以上歳五十二		上迄歳五十		上迄歳五十二		上迄歳五十		上迄歳四十		十 歲 以上 歲 迄		臺灣 (大正十四年國勢調査人) 現 在 人 口		臺灣 (昭和五年末調) 現 住 人 口		千 に つ き 死 亡 者 數				
二十 五 歲 以 上 五 十 歲 迄	二 十 五 歲 以 上 三 十 歲 迄	二 十 五 歲 以 上 二 十 歲 迄	二 十 歲 以 上 二 十 歲 迄	男 死 亡 者 數	女 死 亡 者 數	男 死 亡 者 數	女 死 亡 者 數	千 に つ き 死 亡 者 數	千 に つ き 死 亡 者 數											
四〇、六六六	五、一三八	五、一七八	七、〇四七	九、五四四	九、三七八	八、五三	二、五七	六、九五	三、二四	三、二八	七、九六	男 死 亡 者 數	女 死 亡 者 數	五、八金	五、八金	五、八金	五、八金	五、八金	五、八金	
三〇、九四八	三、四九二	三、四五四	六、一七八	七、七八	八、九七	五、九〇七	八、西七	七、三〇	三、四九〇	三、四九〇	七、八六	男 死 亡 者 數	女 死 亡 者 數	三、五五	三、五五	三、五五	三、五五	三、五五	三、五五	
三四	合	八	八	三	五	六	二〇	六	四八	四七三	四六	男 死 亡 者 數	女 死 亡 者 數	一、九一三	一、九一三	一、九一三	一、九一三	一、九一三	一、九一三	
三六	毛	五	五	九	空	卷	五	三	四三	四二	三	男 死 亡 者 數	女 死 亡 者 數	九、九五	九、九五	九、九五	九、九五	九、九五	九、九五	
四五、三四四	六、元九	六、元九	七、七五二	九、〇九七	一〇、七九五	二、二〇一	九、九三	一〇、一二五	八、西三	九、三六	八、九四	男 死 亡 者 數	女 死 亡 者 數	六、七八	六、七八	六、七八	六、七八	六、七八	六、七八	
三八、六〇	四、〇〇三	四、〇〇三	五、六六四	七、四六九	九、九四〇	二、二〇六	二、五六六	九、八三	毛	三	八、五三	男 死 亡 者 數	女 死 亡 者 數	四、五〇六	四、五〇六	四、五〇六	四、五〇六	四、五〇六	四、五〇六	
三九	八	八	八	六	五	五	一五	八	一五	五五	三〇	男 死 亡 者 數	女 死 亡 者 數	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五	
三六	毛	毛	吾	六	八	九	二六	二六	一九	一九	一九	三	四八〇	四八〇	五九	五九	五九	五九	五九	五九
八七	一五六	一五六	二五	八六	五三	六四	五九	五四	六九	一四七	一九	男 死 亡 者 數	女 死 亡 者 數	五、一七	五、一七	五、一七	五、一七	五、一七	五、一七	
八六	一〇六	一〇六	一一	九六	八〇	六四	四七	四六	四九	二三八	二七五	男 死 亡 者 數	女 死 亡 者 數	六、九	六、九	六、九	六、九	六、九	六、九	
七三	一三六	一三六	一〇三	六二	四六	五〇	九三	八一	一〇四	三・二	一七四	男 死 亡 者 數	女 死 亡 者 數	九、一	九、一	九、一	九、一	九、一	九、一	
八四	九二	九二	八八	八〇	八二	八五	一〇一	九四	一〇九	三七	三六八	三	六八	六八	九六	九六	九六	九六	九六	九六

臺灣及び關東廳管内に於ける日本人の體性及び年齢別死亡比較

上 迄 歳 五 十 以 上		迄歳十五以上歳五十二		臺灣 (大正十四年國勢調査人) 現 在 人 口		臺灣 (昭和五年末調) 現 住 人 口		千 に つ き 死 亡 者 數	
總 計	五 十 歲 以 上	五 十 歲 以 上	五 十 歲 以 上	五 十 歲 以 上	五 十 歲 以 上	五 十 歲 以 上	五 十 歲 以 上	五 十 歲 以 上	五 十 歲 以 上
一、九二七、五五	二七〇、一五三	一、八四七、五五	一、八四七、五五	五、九一三	五、九一三	五、九一三	五、九一三	一、九一三	一、九一三
一、九一三	二七、五五	一、八四七、五五	一、八四七、五五	四、三、一三	四、三、一三	五、二、七三	七、二、三四	一、九一三	一、九一三
五、一、二六五	一〇、一五五	一、八四七、五五	一、八四七、五五	三、六、空七	三、六、空七	三、五、七五	三、五、七五	一、九一三	一、九一三
四、一、一〇三	九、九五	一、八四七、五五	一、八四七、五五	一、七九三	一、七九三	一、六〇九	一、六〇九	一、九一三	一、九一三
六、四四六	六、八六三	一、八四七、五五	一、八四七、五五	三、八〇六	三、八〇六	三、七〇三	三、七〇三	一、九一三	一、九一三
四、〇〇、九六三	四、五六	一、八四七、五五	一、八四七、五五	六、六八三	六、六八三	五、六二	七、五四七	一、九一三	一、九一三
八、九八三	二、三三	一、八四七、五五	一、八四七、五五	七、五	七、五	三、八三	三、八三	一、九一三	一、九一三
七、四九	一、五四三	一、八四七、五五	一、八四七、五五	空九	空九	三、九	三、九	一、九一三	一、九一三
云六	五九	一、八四七、五五	一、八四七、五五	一元四	一元四	八、三	九、一	一、九一三	一、九一三
三九	四三八	一、八四七、五五	一、八四七、五五	六、七	六、七	七、五	八、七	一、九一三	一、九一三
二三七	三五五	一、八四七、五五	一、八四七、五五	九六〇	九六〇	九、一	一〇、四	一、九一三	一、九一三
八、七	云六三	一、八四七、五五	一、八四七、五五	三一七	三一七	三、七	三、七	一、九一三	一、九一三

日本帝國統計年鑑

計		管關 東 內州	
女	男	女	男
二、五一九、四三二	二、八五〇、〇四〇	四〇〇、九八二	六五四、五六八
四七、七七九	五四、七七九	七、四九九	八、九八二
一九〇	一九・二	一八・七	一三・七

備考　臺灣にありては、現住人口に於て男女共約五萬人、死亡者に於て男一、四四四人、女一、三六〇人の蕃人を含め、之を其の儘として置いた、それは現住人口に於て正確なる數を得難きと、其の比率に大差なかるべきを以てである。

臺灣及び關東廳管内に於ける支那種族の體性別平均死亡率

統計雑談

三十四、郵便貯金利子の値下げに就て

柳澤保惠

最近の議會で自分は郵便貯金の利子の値下げに就て其將來の悪果を憂慮し首相及遞相に質問致した、昭和七年十月一日より郵便貯金の利子は四分二厘より三分に下る、實に一分二厘の低下である、其利子の計算に關し貯金の總額が四分二厘の時は幾ら、三分の時は幾らかと云ふ計算をしたのであるが、それは昭和七年の七月末の郵貯の額より割出したのである、無論此の計算は毎月出るところの貯金局統計月報に據つたのであるが、これに記載された額に就ては自分はそれは實査の數字であると始め思つて居た、ところが後にこれは概算であると云ふ事が判つた、が他に實際の數字を計へ出す資料もないでの暫くそれを根據とした、それで本議會に於て郵貯利子の値下げは貯金者の主要分子たる所謂庶民階級に對し百圓に就て一圓二十錢の稅を課せらるゝ事になるのである事を述べて實に苛酷ではないか、一方に於て細民救濟とか又中產以下の農商工業者の救濟に就て相當考慮を拂つて苦みを多少なりとも緩和しようと云ふ方針を執られるのかと思ふと他方に於て郵貯利下げと云ふ様な亂暴な事をなさるのはこれは勅令の改惡であると云ふ事を申した、それに對して齋藤首相並に南遞相の答辯は異口同音で郵貯の利子引下げは出來得る限り避く可さだが非當時の場合止むを得ない要するに郵貯の利子の下ると云ふ事は一面それだけの損害を與へるのであるが他面郵貯の金

額は低利資金と形をかへて民間に廻つてくるのであるから右様の人々に對しては單に利率低下の損害ばかりが行くものでなく間接には利益が廻る事になるからあながち郵貯の利子引下は夫程の苦痛にはならないと云ふ意味を申された、然し郵貯の利子に依つて收益を得て居る所の約四千萬の人々の七割は所謂庶民階級であらふがその人達が低利資金の融通に依つて郵貯の前の利子と同じ様な恩恵が来るかどうか、大いに疑がある、此は庶民階級の種類が同一種でないと思ふからである、夫故にたゞへ若干の收益が同じ様な人達に渡るとしても皆が皆、行き渡る事は六ツかしい、況んや一分二厘の低下を補ふ上に幾何の利得があるなど云ふ事は極めて少數の人達に限ると思ふ、尙此等の細い點に就て聞く筈であつたけれども短時日の議會故豫算委員會に質問を譲つた、然るに自分は豫算委員長となつた上に相當多い質問も出たので自分が細かい事を聞く事は此際遠慮すべきだと思つてやめた、然し其間貴族院内で貯金局長と意見を交換し、又研究會の部會に於て遞信次官始め當局者の説明をきいた時事務次官に注意を與へそれを以て自分の意見にかへたこれは是迄世間に發表して居らないから一應こゝに大要だけ述べて置く。

始めに自分は貯金者の職業に就て申したが發表されたる職業分類は丸で職業の何たるかを知らない者が作つたと思ふ、所謂職業と出でる居るのは、これは眞實なる職業別ではない只雜駁なる種別である、然もその所謂職業別に由れる貯金額等は大正七年の總額より割り出して來て居る、大正七年の總額と云ふものも郵便貯金が出來て以來のものゝ實數にあらずしてこれは概算である、大正七年の概算に依る所の所謂職業別にしても其後の職業別に現れてゐる數字は以前のまゝの比率を用いて居る概數である、長い間斯様な數字を出すことは益々事實と違つてゐるものである、現に毎月配布を受けて居るところの貯金月表の總額と年一回出る貯金年報に出て居る同じ月の總額と比べて見

ると数字が合はぬ、例へば昭和五年度末即ち六年三月三十日に於ける貯金局年報の貯金總額と月報に由れる六年三月三十日に當る月表の数字とに相違がある、年月日は同じで茲に九千萬圓の開きがある、此は年報の方が多くなつて居る、どつちの概計が正しいのか分らぬ、此内から低利資金を出すとしても元金が一億圓近く違つてゐる、しかも何れも當局から出でる數でさう違つてゐる、此等は不都合じやないか、實に見つともない事である、故に最近に於ける貯金局の貯金總額を明細に調査をしてこれを内閣訓令の職業（大分類）に準じて割り宛て預金額を新に指示せよと忠告した、其時當局者の一人は書類を示されそれ等の事は現に計畫中であると答へられさし當り八萬の預金者に對し先づ代表的準備調査を施行しその上更に數十萬の貯金者を引き抜き更に職業別的に調査する考へだと申されまし、遅まきながらそふなれば結構だが、果して實行されるか堂か、何れにしても是迄は十一・二年、間のあるのに數字も同率、種別も同じ分類で配列すると云ふ事は誰が見ても活社會の變遷を考慮に入れざる現はし方であると思ふ、況んや同じ月日の概數に於ても相違が出て居る以上、殆ど出鱈目に近い数字や分類は一日も早く改良せらるゝが當然である、右の話の外郵貯の利子が一分二厘減れば必ずや急速に預金額もへるだらうと次官の前で云つた、無論郵便貯金をする庶民は確なところに預ける事を欲して居るんである、けれども亦割のよい事をも望んで居る、郵貯の始めは三分の利率で其後七分であり六分であつたこともあるが急激に郵貯當初の利率と同じになつた事は今回が始めてだ、而して始めと違ひ貯金總額は約三十億圓ある、人數から見ても當初の郵便貯金の預金者に比し現今は激増して約四千萬人ある、此人々が郵貯をするのは政府の方が固いと思ふ計りでなく利率の事も見てゐるのであるから斯かる預金者は此場合必ずや減るであらうと思ふ、——銀行中にも信用ある大銀行があるから——而して全國に於ける郵便

局の總數（一・二、三等もはいるが）と全國に於ける銀行（支店や出張所も入る）總數とを比べて見ると郵便局の方が勿論多いのである、仲には折々怪しい局長や局員も出る事もあるが貯金者に損をかけた事は郵便局にはないと思ふ、ところが郵便局よりも數の少ない銀行に就いて見ると郵便局と同様の信用ある銀行は全部ではあるまいと思ふ、郵便貯金を引き出して銀行までこれを持つて行くとしても安心のできる銀行は決して皆でない、而して堅實なる大銀行は先づ人口稠密なる大都會或はその附近に於て營業する方が多いのであるから山間僻地の人々が大銀行に預け替へやうとしても信用ある銀行はやたらにさう云ふところにはない故に不得止其儘にすます者もあらうけれども大都會附近に住んで居るところの郵貯の連中は續々附近の大銀行に預け替へが行はるゝことと思ふ、此の預金の移動は必ずあるに相違ない、從つて低利資金は減る譯である、年内には必ず一億や二億は減ると思ふ、これでは政府の目的に添はなくなる、如此く郵貯の幾分は確實なる銀行に行くんだあるから名を言はずとも特殊の大銀行には預金が殖えてくる、預金が殖えればこれを活用する、さう云ふことになると郵貯利子の値下げの爲めに大銀行は意外の利を得ることになるであらう、即ち庶民をいじめて富豪を援護するといふ流言が出やしないか、斯くして細民の預金は財閥に流れ込む、財閥は益々懷中を肥やすと云ふ様な風説は起りはしまいか、此點を心配するのであると自分は申した、當局者は當時餘り耳を傾けられなかつた様に感じたが、現に今日までの事實は如何であるか、郵貯の利子の下らんうちに種々の記事が出て居る、又現に郵貯の減少は明になつて來た、又銀行預金も増してきた、農村漁村山村の人達や中小商工業者所謂中產階級以下の人々の救濟の財源もその大部分は預金部の金を利用するのであらうが十月より郵貯の益々減るのは事實と思ふから必ずや自分の豫想通り低利資金は減少することと思ふ。

此場合幾ら政府が匡救事業に努力する氣でもその源が枯れてくれば政策は實行に困難を感じる、さうなると庶民の苦痛は大抵な事でない、自分はこれを非常に心配してゐるけれども當局者は何と思ふて居るかまことに危惧に堪えない次第である。(七、九、二〇、口授、伊差川書記速記)

三十五、趣味の統計

阪 本 敦

富田豊一氏は、未知の人なれども、昨年の六月中小樽市公會堂に於て第二回生活構成展覽會を開催し、多くの統計表を陳列せられし時、内館泰三君が、其の出陳目録を送付せられしに依り始めて之を知り、尋で恰も柳澤總裁の該地を過ぎられし際、既に閉會後にも關らず、其の圖表の一覽を乞はれしことは、仄聞する所であつた。然るに今回更に「趣味の統計」と題し、本年五月の小樽市に於ける市民の生活の種々相を調査し、之を十月十六日乃至同二十五日迄前後七回に亘り、小樽新聞に掲載せられたるものをお送付せられた、依りて謹んで之を一讀した處、昨年六月の分には大部統計圖表ならざるものも混入しありしやに聞き及びしが、今回新聞へ掲載せられたものは非常に面白く拜見した、尤も氏よりも申し越されし通り新聞社の都合により省略したる所もありと見え、實數を省き比率のみを掲げたる所少からず、頗る隔靴搔痒の感なきにしもあらざれども蓋し止むを得ざることであらう、で、此處では其の細目に亘り之を批評するの餘白を有しないから、其の題目のみを左に掲げて見よう。

あいさつ

街頭風俗

1 商店街と夜店

2 第一大通りの人出

歩行者の數 男の冠りものと頭髪 男の鬚と眼鏡 男の着衣 男のはきもの

婦人の頭髪と冠りもの 婦人の化粧と眼鏡 婦人の着衣 婦人のはきもの

交通工具の往来

3 ビジネスセンターの朝 4 手宮切割りの暮景

5 デパートの顧客層

6 札幌人の歩るく速さ

都會の横顔

1 封筒表書の時代相

2 スピードアップと交通器具

3 映畫とその觀客數 (圖表添附)

4 料理店とカフェー

5 公衆食堂の風景

6 託児所から家庭を見る

男女の別と配偶の割合 住居の疊數

住居の室數 家具の所有割合 床の間の利用

先づ右の様なもので、之を五日間に分載し、之に二日に亘りて「街頭さまさまの數高は斯く結ぶ」といふ氏の感想を述べられたものである、これは考現學といふ新しき學問の見地から調査研究せられたものださうだが、個人の調査としては、よくも此れ程迄に出來たものだと、氏の熱心さには唯々感服の外はない、考現學といふのは如何なる學問

か、老骨余の如きものゝ知る處ではないが、若しこれを既往に溯り、第一回及び第二回の分と併せて其の世相の變遷を比較研究したならば、將來を豫知する上から一層有益のことゝと思ふ、敢へて富田氏の一考を煩したいものである、尙一言此の種の調査は何卒二三回に止まらず、後來も年々實行あらんことを切望して止まないことを附記して置く。

解題

阪本敦

五年和朝鮮國勢調査報告 道編、第一卷、京畿道

(四六倍判、算用數字横表、三一三頁、圖表二頁、附錄一
三頁、昭和七年九月十日發行、朝鮮總督府編纂非賣品、)

内容要領

本報告は、昭和五年十月一日施行の朝鮮國勢調査に於ける、京畿道に關する結果を輯録したものである。

元來朝鮮の國勢調査の各事項に關する結果の編成は、之を道編、全鮮編に分ち、製表成るに從ひ、朝鮮國勢調査報告として順次之を公表することとなつて居る云ふことである、即ち道編は、十三道各一卷、全鮮編は、第一卷 結果表、第二卷 記述報文 附 圖表の十五卷より成るものゝ如し。而して本報告は、道編の第一卷である。

本報告は、先づ卷頭に各部の人口密度及び民籍國籍別人口の年齢構成の二圖表を掲げ、本文に於ては結果の概要を述ぶること無慮四〇頁、然後二二表の統計表を掲げ、終りに附錄として職業分類及び統計索引を載せてある。但し此の職業分類と稱するは、昭和五年内閣訓令第三號を以て發布せられたるものにあらずして、其の大分類の外は特に朝鮮總督府に於て新に作製せられたるものなり。而して其の中分類は四一、(内閣訓令の中分類と其の數は同一なれど

も其の内容は同じからす) 小分類は三七七に分ちあり、且つ此の小分類は其の一小分類毎に職業名と共に、其の地位を示して居る、故に小分類に依りて分類せられたる統計表は、其の職業別と其の地位とを併せ知ることを得れども、中分類若くは大分類に依り分類せられたる統計表は全然其の職業上の地位を知ることが出来ぬのである。故に前記二二の統計表中職業に關するもの六表あれども、小分類となせし二表の外は、何れも職業上の地位を表章せず、加之各職業に於ける家族の如きも之を一括して無職業者中に包含せしめあり、折角の合理的大調査をして不徹底なる表章に終らしめたるは、惜しむべきことゝなす。

第三回 遅信省年報

(四六倍判、和英對譯、算用數字横表、三二五頁、昭和七年十一月十六日發行、遞信大臣官房文書課編纂、非賣品)

内容要領

本書は、遞信事業の状況を通覽するの便に供する爲主として昭和五年度(若は昭和五年中)の遞信省事務の概要を蒐集したものなり。而して其の詳細なるものは、次の各書を参照ありたしといふて居る。

通信統計要覽

電氣事業要覽

海事摘要

郵務、電務、工務三局共編

電氣局

管船局

經理局

經理事務年報

航空統計年報

貯金局統計年報

簡易保險局統計年報

航空局

貯金局

簡易保險局

故に本書は、編を分ちて第一編 總說、第二編 通信、第三編 郵便爲替及貯金、第四編 簡易保險及郵便年金、第五編 電氣、第六編 海事、第七編 航空、第八編 臺灣、樺太、朝鮮、關東廳管内及南洋通信事項の八編となし、第一編乃至第七編は各編共先づ各其の沿革略誌を掲げ、然る後少しきは數章多しきは十數章に分ち各其の概要に就き、或は記述に依り、或は統計表を掲げてある、而して第八編に至りては、章を分たず五ヶ所管内に於ける「郵便」、「電信」、「電話」、「爲替、貯金及振替貯金」、「年金恩給及保管證券」を各一表となし掲載してあるに過ぎず。其の第一編乃至第七編の章數を掲ぐれば左の如し。

第一編 總說	章數	第二編 通信	章數
第三編 郵便爲替及貯金	四	第四編 簡易生命保險及郵便年金	八
第五編 電氣	八	第六編 海事	一一
第七編 航空	一		

以上各編に於ける、各表題及び統計表は何れも和英對譯なれども、其の沿革略誌並に其の他の記述に至りては英文對譯を缺けるは、頗る物足らなさを感じしむ。

雜錄

○本研究所記事 (自昭和七年七月
至同年十二月)

七月十日 柳澤總裁は貴族院議員に當選（五回）せられたり。

七月十五日 本年六月十五日（大同元年六月十五日）付を以て 滿洲國國務院法政局統計處より本研究所發行の圖書寄贈方請求あり、即ち 柳澤統計研究所季報第十七號より三十一號に至る十五冊を寄贈せり。

七月十八日 自大正十五年至昭和五年華族動態調査統計表（原表）出來せり。

七月十九日 國富調査に關する中央統計委員會特別委員會開會、柳澤總裁は其の委員長として出席せられたり。七月二十一日 柳澤總裁は國際觀光委員會委員仰せ付けられたり。

八月一日 國富調査に關する中央統計委員會特別委員會開會、柳澤總裁は其の委員長として出席せられたり。八月二十五日 柳澤總裁より所員慰勞の爲め伊豆七島中新島、式根島遊覽船菊丸を以て遊覽せしめられたり。

十月十三日 第二十五回中央統計委員會總會開會、柳澤總裁は國富調査に關する特別委員長として出席され別項掲載の如く報告せられたり。

十一月二十八日 柳澤總裁は司俱樂部に晚餐會開催 午後五時半より左記の諸氏を招待、主人側よりは同總裁の外阪本調査部長出席、宴終了の後更に柳澤總裁邸に閑談、主客歡を盡し午後九時散會せり。

内閣統計局長 長谷川赳夫君	同 書記官 高田太一君
同 書記官 平木弘君	同 統計官 森數樹君
同 統計官 松田泰二郎君	同 統計官 中川友長君
同 統計官 藤田友作君	同 統計官補 井出皓君
商工省統計官 河原富造君	

十二月十日 臺灣並に同臺北市に於ける世帶及び人口統計表並に同統計圖表作製。

十二月二十一日 華族靜態調査統計記述篇は、昭和五年五月を以て研究部長阪本敦之に着手せしが、「日本帝國に於ける五歳以上小兒死亡の統計的研究」執筆の爲め昨年六月を以て之を中止せるも、本年十二月其れが脱稿を見たるに依り、再び之に着手し、今回其の編成を告げたり。

十二月二十一日 兼て阪本調査部長の手に於て調査研究中の「日本帝國に於ける五歳以下小兒死亡」の統計的研究」及び伊差川、金城兩書記の手に於て編成中の之に附屬の「五歳以下小兒死亡者累年表」共今回全部終了せり。
奈良縣外五縣人口動態統計記述豫て石川書記着手中の青森・山梨・奈良・和歌山・鳥取・佐賀各縣の記述及同六縣の比較記述は既に終了したるを以て、目下六縣の死因別比較をなしつゝあり。

來所者 七月二十一日經營資料調查會高橋信尾氏、同二十二日「眞人道」主宰井伏太郎氏、九月六日國際觀光局事務官齋藤正男氏外一名、九月二十六日陸軍教授金子誠氏、十月二十四日中央放送局竹内頤氏、十一月九日東京市統計課長脇水重臣氏、十一月二十一日醫學士高峰博氏來訪何れも阪本調査部長之に面接せり。

月次講演會 七月以降の本研究所月次講演會左の如し。

七月十六日	統計座談會
八月及び九月	例に依り休會
十月八日	營業分類と職業分類に就て
十一月十二日	支那は果して女性が缺乏して居るか
十二月十日 同	上
	同

信書の發受數 昭和七年七月より同年十一月までの信書發受數は左記の通り

受 信 數	發 信 數
七七 月年 八同	七七 月年 八同
二一九 一三五 六	二一九 一三五 六
二五五 一五四 四	一五一 一五四 四
九九 一三四 四	一九九 一三四 四
一一一 一四三 一	一一一 一四三 一
一二一 一四二 〇	一二一 一四二 〇

阪 本 調 査 部 長
上 上

小帶開電葉封 包封封報書書	月年
四二六 一四二 六	八同
四五九 一五五 九	九同
三四二 一九三 八	十同
四七八 一五二 七	月
四六三 一四三 九	十同
四三六 一四三 六	一月

○移民統計會議に關する吉阪國際勞働機關帝國事務所長の消息

十月四日

ゼネバ

吉

阪

俊

藏

拜 啓

柳澤伯爵閣下

先便申忘れ候へども人口會議よりの書面御廻送被成下難有御禮申上候昨日より當地にて移民統計會議開催被致居り昨日は殆ど終日移民の定義を論議致申候移民に付ては從來は賃金勞働者に限定致居候處近來は智識勞働者、商人及企業家等を包含する様に相成り米國の代表者(Prof. Wilcox)は傭使意思は不問とし住居變更意思のみを條件とすべしと主張致し候事務局案は住居變更意志をも問はざる廣きものに有之候日本の移民統計に付ては北米合衆國布哇及加奈陀に關するものの外は頗る不充分にて之も亦三等船客を以て類推するものに有之年齢分類、職業分類等改善の餘地多く考へられ申候就中朝鮮、滿洲、支那に對する所謂大陸移民に付ては如何にも

資料不充分にて移民政策の基本的調査に於て缺くる所なきやを恐れ申候

一昨日リットン報告書發表被致九月十八日事件滿洲國獨立等に付ての記事は今更ながら本邦に不利にて殆ど彈劾的の感有之親日の友人等も今後の困難なる日本の立場に付憂慮致しけれ候 ジュルナル・ド・ジユネーヴは反日の新聞に候へども今朝の論説御参考迄御送付申上候乍末筆御健康を祈上候 早々

(ジュルナル・ド・ジユネーヴは略す)

○國際統計協會常設事務局季報 是は從來月報として發刊し來れるものなるが過般和蘭ウトレヒト大學教授・國際統計協會名譽會員ヴエライン・ステュアルト(Verrijn Stuart)氏が協會内の出版諮詢委員會(Commission Consultative pour les Publications)委員長並に季報編纂主任となりたる事及び協會名譽會員たる當研究所柳澤總裁に對し右諮詢委員會の極東代表委員を依嘱したき希望とを同氏並に協會本部より十一月中申越あり 總裁は承諾の旨を發信され本邦に於ける協會正會員たる下條賞勳局總裁・長谷川内閣統計局長及び財部京都帝國大學教授に寄稿方を依頼さるゝと共に總裁自身は折柄議會開會期に迫り特に公私多忙なると學究的考査に少時遠ざかりて靜養をする健康狀態なるにも拘極東代表委員たる責任を重んぜられ 總裁が特別委員長となりて鞅掌され過般其緒に就きたる本邦國富調査に關する相應に長き記述と最近官民合同の發企にて成立したる人口問題研究會に就ての報道及び滿洲國の統計機關の大要を執筆して送稿せらるゝ事となりたり。

因に右新季報は來春四月海牙事務局に於て發行の由にて其の全紙數の三分の一を日本側委員執筆の原稿に充つるも差支なき事に決定し居り之れ全く一昨年東京に於ける第十九回國際統計協會會議開催以來世界各國の統計權威者

等が日本に大關心を持つに至れる證左にして 將來同季報上本邦會員の論文通信等續々發表さるべきは眞に欣幸に堪へる所なり 尚前記出版諮詢委員會委員は左の人々にて何れも歐米に於ける斯學の權威なり。

Durand (米)・Hilton (英)・Jahn (諾)・March (佛)・Mortara (伊)・Platzer (獨)

○人口問題研究會成る 數年前政府に於て人口食糧問題調査會設置の事あり柳澤總裁は其委員を仰付られ特別委員長として鞅掌せられたりしが 政府の諮詢事項一應答申し終りて一段落を告げたるも人口食糧問題の研究調査は決して實質的に消滅せしにはあらず 同調查會終尾の總會に於て近き將來人口問題調査講究機關の設置を希望決議したりし儘にて今日に至るまで新調查機關の實現なかりしものなるが言ふまでも無く人口問題は國民生活の根本に關する事項なれば短期若くは一時的の調査にて打切となすべきものにあらずとの見地の下に官民合同にて恒常的・一大調査機關を設置の企畫成り十一月廿一日朝野の有力者權威者十五名東京會館に參集し發起人會を開き 人口問題研究會設置趣旨書・同規約並に委員と常備幹部を決定し柳澤總裁は左の如く會長に擧げられたり。

委 員

(民間側十一人)

伯爵 柳澤保惠氏	男爵 藤村義朗氏
新渡戸稻造氏	永井潜氏
永井亨氏	下村廣氏
安部磯雄氏	那須皓氏
山川端夫氏	

吉 田 茂 氏

(官廳側七人)

堀 切 善 次 郎 氏

宇 佐 美 勝 夫 氏
村 濑 直 養 氏

長 谷 川 起 夫 氏

丹 羽 七 郎 氏

河 田 烈 氏

丹 羽 七 郎 氏

富 田 愛 次 郎 氏

伯 爵 柳 泽 保 惠 氏

常 務 理 事 (社 會 局 長 官)

丹 羽 七 郎 氏

同 同 幹 事 (社 會 局 福 利 課 長)

井 上 雅 二 氏

同

(國際労働事務局東京支局長) 浅 利 順 四 郎 氏

尙會務の運行に就ては政府の補助と民間の貢献とに俟ちて對内的に人口問題の解決方策を講ずるを共に對外的に人口移植を圖るべく人口問題並に移民に關する有力なる國際團體と聯絡を取りて本邦人口政策の地歩を確實ならしむる由なり。

○國際統計協會常設事務局季報內容 同事務局月報が來年より季報と改まるに就き協會出版諸問委員長ヴエライン

ステュアルト氏新たに其編纂主任を兼ねる事となり極東方面に於ける代表委員を我が柳澤總裁に依嘱し來りし事は前項所載の如くなるが十二月一日に至り右季報の編纂内容布置に關し在海牙常設事務局より總裁宛通報ありたるに依り原文の儘左に掲ぐ。

Contenu de la Revue trimestrielle de l'Institut International de Statistique.

A. Etudes scientifiques d'ordre statistique.

Le nouveau périodique comprendra des études rédigées par des membres.

En général les études ne devront pas dépasser l'étendue de 16 pages d'impression. Les langues admises pour ces articles seront le français, l'allemand, l'anglais, l'italien et l'espagnol.

Chaque étude devra être accompagnée d'un résumé fait par l'auteur, rédigé dans la même langue que l'étude complète (français, anglais, allemand, italien, espagnol). Ce résumé ainsi que la traduction en français et, si possible, en anglais seront publiés.

Un montant de 3,75 florins hollandais par page, avec maximum de 60 florins, sera attribué à titre d'honoraires. Si, exceptionnellement, l'article comprend plus de 16 pages d'impression, il ne sera pas tenu compte des pages supplémentaires pour l'attribution des honoraires.

L'auteur recevra également 20 tirés à part.

吉田茂氏

(官廳側七人)

堀切善次郎氏

長谷川赳夫氏

河田烈氏

富田愛次郎氏

會長

伯爵柳澤保惠氏

常務理事

(社會局長官)

丹羽七郎氏

同幹事

(海外興業株式會社々長)

井上雅二氏

(社會局福利課長)

持永義夫氏

(國際労働事務局東京支局長)

淺利順四郎氏

尙會務の運行に就ては政府の補助と民間の貢献とに俟ちて對的に人口問題の解決方策を講ずると共に對外的に人口移植を圖るべく人口問題並に移民に關する有力なる國際團體と聯絡を取りて本邦人口政策の地歩を確實ならしむる由なり。

○國際統計協會常設事務局季報內容 同事務局月報が來年より季報と改まるに就き協會出版諸問委員長ヴエライン

ステュアルト氏新たに其編纂主任を兼ねる事となり極東方面に於ける代表委員を我が柳澤總裁に依嘱し來りし事は前項所載の如くなるが十二月一日に至り右季報の編纂内容布置に關し 在海牙常設事務局より總裁宛通報ありたるに依り原文の儘左に掲ぐ。

Contenu de la Revue trimestrielle de l'Institut International de Statistique.

A. Etudes scientifiques d'ordre statistique.

Le nouveau périodique comprendra des études rédigées par des membres.

En général les études ne devront pas dépasser l'étendue de 16 pages d'impression. Les langues admises pour ces articles seront le français, l'allemand, l'anglais, l'italien et l'espagnol.

Chaque étude devra être accompagnée d'un résumé fait par l'auteur, rédigé dans la même langue que l'étude complète (français, anglais, allemand, italien, espagnol). Ce résumé ainsi que la traduction en français et, si possible, en anglais seront publiés.

Un montant de 3,75 florins hollandais par page, avec maximum de 60 florins, sera attribué à titre d'honoraires. Si, exceptionnellement, l'article comprend plus de 16 pages d'impression, il ne sera pas tenu compte des pages supplémentaires pour l'attribution des honoraires.

L'auteur recevra également 20 tirés à part.

B. Rapports des Commissions de l'Institut en Communications des Membres.

Les rapports des Commissions, ainsi que, le cas échéant, les communications des membres propres à être discutées aux Sessions, seront publiés chaque fois que l'actualité du sujet le rendra désirable, pour autant qu'ils ne dépassent pas l'étendue de 16 pages d'impression. En ce qui concerne les Rapports et les Communications plus étendus, seul un extrait ainsi que les conclusions en seront publiés.

C. Communications relatives à la Législation, l'Administration et l'Organisation Statistique.

Application de nouvelles méthodes statistiques.
Réorganisation du service statistique (pays, provinces, villes).
Changements dans la Direction de Bureaux statistiques officiels.
Changements dans les chaires universitaires de statistique.
Comptes-rendus succincts des Sessions de l'Institut.
Résolutions prises lors des réunions du Bureau.
Admission et démission de membres.
Changements dans les adresses de membres.
Etc.

D. Bibliographie ; à partir du 1er janvier 1933.

- a) Publications non-périodiques de Bureaux statistiques officiels des différents pays et d'organisations statistiques internationales.¹⁾
- b) Etudes spéciales publiées dans les périodiques statistiques officiels.¹⁾

Parmi ces études les plus importantes seront mentionnées. Les Bureaux officiels des différents pays seront priés de bien vouloir signaler et envoyer à l'Office permanent les études qu'ils jugent propres à figurer dans ces rubriques.
c) Articles publiés dans les plus importants des périodiques statistiques non-officiels des différents pays.
d) Articles statistiques publiés dans les plus importants des périodiques économiques non-officiels des différents pays.
e) Articles statistiques publiés dans les périodiques qui ne sont pas dépouillés pour composer la bibliographie.

Seront compris les articles de ce genre envoyés à l'Office permanent.

- f) Articles et publications des membres envoyés à la Commission Consultative pour les Publications ou à l'Office permanent.¹⁾
- g) Publications statistiques de non-membres envoyées à la Commission Consultative pour les Publications ou à l'Office permanent.¹⁾

E. Tableaux statistiques.

- a) relatifs aux prix de gros.²⁾
- b) relatifs à la Démographie.
- c) Aperçu de la situation économique.²⁾

¹⁾ Dans le cas où une publication ou un article y donnerait lieu (p. ex. s'il s'agit de nouvelles méthodes statistiques) les intéressés seront priés de vouloir en donner un résumé succinct qui sera publié dans la Revue trimestrielle.

²⁾ Les données seront envoyées mensuellement aux membres qui en exprimeront le désir.

○國富調査復興の恩人森恪氏逝く 前内閣書記官長衆議院議員森恪氏は本年五月柱冠以後久しう鎌倉海濱ホテルに於て宿痾療養中なりしが十二月に入り靜脈炎を併發し同十一日朝遂に長逝せり氏と我が柳澤總裁とは政治的に見て何等の交渉なかりしも總裁の生命とせらるゝ斯學に關して總裁とは奇しき因縁を有す即ち過般其緒に就きたる國富調査の復興は前號に於て詳述せる如く實に森氏の斡旋と努力とに負ふ所少からざりしなり總裁は今春國富の事に關して氏と心契默會する所ありて一見故舊の感を包藏し居られたりしが忽諸其の計に接し只管哀惜に堪へられざる趣表示せられ折柄季報編纂中なれば其旨本號に特記して長く記念せよと命ぜられ編輯子亦故人と舊く面識ある一人なれば切に哀悼の意を表して茲に誌るす。

○滿洲國統計機關

統計處官制

第一條 法制局ニ統計處ヲ附置ス

第二條 統計處ハ左ノ事項ヲ掌ル

一、各官署ノ統計報告及統計材料ノ蒐集及審査

二、國勢ノ基本ニ關スル統計

三、内外統計ノ研究

四、統計ノ編纂

第三條 統計處ニ左ノ職員ヲ置ク

處長 簡任

統計官 簡任若ハ薦任

事務官 薦任

屬官 委任

第四條 處長ハ法制局長ノ監督ヲ受ケ處務ヲ掌理ス

第五條 統計官ハ處長ノ命ヲ承ケ統計ヲ掌ル

事務官ハ上官ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從事ス

第六條 統計處ニ科ヲ設クルコトヲ得其ノ事務分掌ハ處長之ヲ定ム

統計處分科規程

第一條 統計處ニ左ノ四科ヲ置ク

總務科
資料科
調查科
編纂科

第二條 總務科ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス

- 一、各官署統計ノ統制ニ關スル事項
- 二、統計職員ノ養成並各官署統計主務者ノ招集及會議ニ關スル事項
- 三、統計ニ關スル圖書ノ刊行ニ關スル事項
- 四、他科ノ主管ニ屬セサル事項
- 第三條 資料科ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一、資料ノ蒐集整理保管ニ關スル事項
- 第四條 調査科ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一、各官署統計ノ審査ニ關スル事項
 - 二、國勢ノ基本ニ關スル統計調査ニシテ各官署ニ專屬セサルモノニ關スル事項
 - 三、内外統計ノ攻究ニ關スル事項
- 第五條 編纂科ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一、統計調査ノ原表調製ニ關スル事項
 - 二、統計調査結果ノ整理編纂ニ關スル事項

法制局統計處官吏名簿									
處長	向井俊郎	横田鶴太郎	近藤三郎	未定	井石幸一	栗憲雄	井田天	本藤友	本藤天
資料科長									
調査科長									
編纂科長									
于工長									
天									

○新聞に散見せる統計的数字

△特許局出願數 特許局の調査による本年一月から六月末現在に於ける總出願數はざつと四萬件、これを各府縣別について見る(十位以内)

▲東京七、一〇〇 ▲大阪五、二〇〇 ▲愛知一、二〇〇 ▲京都六五〇 ▲廣島六〇〇 ▲福岡五三〇 ▲神奈川五四〇 ▲静岡四二〇 ▲北海道三七〇 ▲長野二三五

の順位で、東京は他府縣に較べて斷然リードしてゐる、また外國人の出願件數二百五十件では獨逸を筆頭に北米合衆國、英國瑞西の順位でその他は殆んど問題にならぬ、次に特許及び新案登録の種類について見れば

特許 飲食物、車輶、測定器、醫藥、天然機關
新案登録 文房具、車輶、纖維、測定器、金工、運動具、家具、娛樂具
等が主なるものである。(昭和七、七、七、都新聞)

△第一回全關東乳幼兒審查會 日本兒童愛護聯盟主催、第一回全關東乳幼兒審查會の表彰式が卅一日午前十時、上野松坂屋ホールで舉行された。

總勢二千七百六名の中どの點から見ても百パーセントの見事な成績の最優良兒は百廿七名、以下優良兒二百八十七名、佳良兒五百廿一名、普通(A)兒八百八十二名、普通(B)兒七百七十三名、不良兒百十六名の順。

無心の赤ちゃんより御兩親がうれしさにホクホクして 表彰狀をいたゞいて引下つた、愛護聯盟の主事伊藤悌二氏は語る「先づ成績は上等の方です、關東では第一回の兒童審査といふので健康診斷とまちがへて、餘り自信のない方も出てこられたので、不良兒の數が可成り多かつたのです、兩親には貴族院議員などの上流の家庭から、勞働階級まであらゆる肩を網羅してゐますので育児の方も千種萬態です。

が、結局最優良兒を出した家庭の多くは銀行、會社員等のインテリ中產階級で、郊外の空氣のいゝ所に、さゝやかな住居をする若夫婦の堅實な生活振りが想像されて 強きネキスト・ゼネレーションの溫床はこゝだと思ひました、日本のお母さん方は人工乳による育児方法の研究が足りないためか、牛乳、ミルク等で育つた赤ちゃんは成績不良、何といつても母乳第一です。

兩親の身體が強くなくては勿論強い赤ちゃんは出來ませんが、お父さんの方は禁酒、禁煙の堅い人より、晚酌二

合程度までの酒量のあるような人が成績がいゝのは面白い現象です、「お酒は一滴も飲みません」といふのは、この場合一種の身體虛弱の證據となります、赤ん坊審査會の統計からは確にさういふ事がいへるのです。

近年次第に一般家庭でも自覺された結果か、わが國の乳幼兒の健康は非常に向上してゐます、出生兒の多い事で世界有數のわが國は今後質の改善に努力すべきでせう。

二千七百名中の最優良兒の一人、京橋區築地四の五仁科正雄さんの長男善照(一つ)さん、體量六・四四キログラム、身長五八センチ、胸圍四二・四センチ、わが國優良乳幼兒の標準は體量五・二一キログラム、身長五八・一センチ、胸圍三八・一で、身長以外は標準線を突破した超高特作である。(昭和七、八、二、東京日日新聞)

△子供の出生と死亡 親の社會的地位職業等による子供の出生數に對する死亡率の關係を調査した結果に依れば次の如き現象を示してゐる、即ち職業別に各百家族の出生數と、やはり職業別にその子供百人の内の死亡率を見たものである。

	出 産	死 亡
勞 勵 者	五九六、四	二〇、七
雇 傭 人	四三一、九	一五、三
工 人	三八三、一	一五、六
商 人	三四一、〇	九、〇
自 由 業	三二〇、八	八、一

官吏教師 三〇四、〇 六、一

大學卒業 二七〇、七 五、四

此の統計によつて労働者を最高とし雇傭人・工匠等の家族に於ては出生等が多いと同時に死亡率も多い事を示してゐる、試みに労働者の家庭の出生數と大學卒業生の出生數を比較すれば労働者の方は二倍餘即ち労働者の出生數一家族平均約六人、大學卒業者の出生數約三人、死亡率は大學卒業者の子供の四倍にも及んで居る事が分る、これは労働者の子供は澤山あつても弱い者が多いた事を示すものである。（昭和七、八、十五、東京夕刊）附記本調査には調査の時と場所の不明なるを遺憾とする（編者）

△親子心中 いたましきもの、親子心中が最近目立つて來たので内務省社會局内中央社會事業協會では昭和五年七月から去る六月まで二ヶ年間の全國的調査を苦心完成して廿七日發表された。

親子心中の數は四百九十三件で毎月二十組からの一家心中が行はれてゐたことになる、死の道伴れにされた愛兒は八百二十一人でその父母の數は五百九十八人、合せて千四百十九人といふ多數である。心中の原因の主なるものを見ると

さすがに生活難が多く四百九十件のうち百五十三件、家庭の不和が六十二件、病める者四十一件、精神異状が十六件等あとは事業に失敗、舅姑の虐待、父親か母親の死その他

愛兒を道伴れの手段は

投身百六十四件、絞殺百二十五件、刃物七十件、縊死六十一件、猫イラズ、ガス、催眠剤その他劇薬等が四十八

件、ピストル、銃殺、火薬、ダイナマイトが九件

など凡ゆる悲惨な手段が用ひられてゐる、地方別では

東京が一番多く七十四件次が大阪四十九件、神奈川三十五件、岡山二十二件、北海道二十件、愛知十九件、兵庫十八件、福岡十六件、京都十五件

その他全國各府縣に及びどの縣も一つの親子心中を生んで居り

季節では春の三、四、五の三ヶ月が多く百四十件で十一月が三十一件で一番少くあとは毎月大同小異

一家心中の親の年齢は

二十六歳から三十五六歳までが二百七十人、四十五歳までが百十七人が目立つてゐる、父親は二百八人、母親は三百九十人であるが子供の年は十歳位までが多くの總數八百二十一人のうち六百三十二人を占め、男女別は男兒三百八十七人、女兒四百三十四人である。

一つの親子心中の家族數はどれだけか？

親子七人が九組、六人が六組、五人が二十二組、四人が七十八組、三人が百三十六組、二人が百四十五組である。

同協會が先に昭和二年六月から三年間の調査と對照して見ると非常な激増振りで

前のは三年間で三百八十九件で親子の失はれた命は千三十九人それが今度は三年間であるのに一倍半の四百九十三件で千四百十九人に上つてゐる

この悲惨なる數字の現れに同協會では「少なくも生活難による親子心中をだすな」をスローガンに全國三萬の方面

委員、育児事業その他關係各團體にこの調査の結果を通達、近く救濟方針を決定何等かの保護事業を確立する模様である。(昭和七、八、廿八、東京朝日新聞)

△邦人所有外債 大藏省の發表によれば、最近の調査による外貨公社債の現在高は廿九億九千六百九十一萬九千圓(平價換算)でこれが一ヶ年の利拂額は一億一千四百十萬圓の巨額に上つてゐるが、なほ五月末現在の在外資金及び本邦外貨證券復歸額(政府及び民間の所有額)は全體で八億二百廿六萬一千圓で左の如くなつてゐる。

一、外貨公債額及利子額(平價換算)

區 分	債 額	一ヶ年分利子
國 債 七月末現在	一、四〇四、三四一	七四、〇〇七
地 方 債 六月末現在	二三四、三九〇	一二、六〇〇
社 債 六月末現在	四五八、一八八	二七、四九三
合 計	二、〇九六、九一九	一一四、一〇〇

二、本邦在外資金及本邦外貨證券復歸額(五月末現在)

(一) 在 外 資 金

政府及日本銀行 一五二、五〇〇

ロ、外貨證券(外貨邦債も含む)

イ、預 金

政府及日本銀行 九六、三三六

その他銀行會社 七〇五、九二五

計 八〇二、二六一

(二) 本邦外貨證券復歸額(外貨邦債であつて前記ロの外貨證券中に含まる)

五九八、二九五

即ちこれによると日本人所有の外貨邦債は五億九千八百萬圓で右のうちには以前から所有してゐるものもあるがいはゆるドル買によつて日本人の所有に歸したもののが大部分を占めてゐる、しかも最近資本逃避防止法適用により届出たる邦人所有の外貨邦債の額は右數字より遙に多いことであるから以てドル買がいかに盛んであつたかの一證左となりう。(昭和七、八、廿八、東京日日新聞)

△百貨店對小賣商人 商工省と東京市の共同調査による東京市内における百貨店對小賣商人の物品販賣高を見れば小賣商といふものが現在では存在上甚だ至難だといふ事が首肯される昭和五年七月一日から六年六月末日までの一年間の調査で東京市内だけで小賣商の數は

個人 小賣業 五七、五二〇

百 貨 店(本支店を合して) 一八

法人 小賣業 一、〇六四

の五萬八千八百二店でその販賣高總額は六億五千七百十一萬九千三百三十四圓之を分類すれば

小賣業	三四九、七七六、五八三圓
百貨店	二一一、三一八、〇五〇圓
法人小賣業	九五、五一四、五〇一圓

である、此の内最も甚だしく小賣商が百貨店に壓迫されてゐるものは何んと言つても織物被服類で一ヶ年の賣上總額一億二千七百八十一萬二千百六十九圓の六十九%強に當る八千九百二十一萬五千四百八十九圓は百貨店に占められ一般小賣商の賣上は三千百十五萬二千七百五十八圓で二十四%強位までしか及ばぬ、之に次ぐのは小間物、洋品類で賣上總額二千八百五十五萬四千七百二十九圓の内一千六百九十七萬八千三百六十四圓即ち五十九%は百貨店、一般小賣高は一千〇六十四萬百八十六圓で三十七%其の他は法人小賣高である。(昭和七、八、三十、萬朝報)

△女工と酒 群馬縣元總社の組合製絲の元締として名高い前橋市群馬社の齊藤專務は同社の女工一千〇八十四人に就て『お酒に關する調査』を此の程行つたが、それによると

『お酒を飲んだ事のある者』四〇九、『同上ない者』六七五、『お酒を飲んでもよいと思ふ者』六六、『同上悪いと思ふ者』九五四、『不明の者』六三、『家族中お酒の好きな者』の項目では父四九七、母二七、祖父五一、祖母一八、どんな場合にお酒を飲んだかといふにお正月、お節句、お盆、お葬式、お目出たい事のあつた時で『好きで飲んでゐる』と云ふ者は一人もなかつた

『お酒に對してどう思つてゐるか』の項目では『悪い事の理由』として、父が酒好きの爲め教育もうける事が出來なかつた、同上母が泣いてゐる、弟妹も奉公に出されてゐる、等々のあるのは少々耳の痛い御仁もあらう。(昭和七、

八、三十、中央新聞)

△福岡縣統計協會設立案 縣統計課では統計事務の刷新其他を目標として今春統計協會の設立を思ひ立つた事は本紙がいち早く報導したが爾來同課に於ては兵庫、千葉、岩手、福島、大阪、奈良並に石川の各縣の先例につき研究を續け又縣下各市町村に於ても之が趣旨に賛成し大いに乘氣になつてるので愈々具體化し目下規定其他につき立案中であるので近く正式に縣統計協會設立の運びとならう而して該協會は十市、三百五ヶ町村は勿論のこと大中小學校六百、大銀行會社工場五百、統計調查委員五千を糾合し會長には知事を推戴する筈で事業内容は大體左の如きものと見られてゐる。

(一) 統計雑誌の刊行 郡制廢止以來郡單位の統計數字が姿を消し從てその速報に當つても兎角不利不便が多いので月刊雑誌を發行して地方記事の速報に當り又銀行、會社、工場とも連絡して統計思想の普及を圖る。

(二) 統計職員の養成 地方的に之が養成に努むる外毎年統計局に於て開催の統計講習會に職員を出席せしめる

(三) 統計功勞者の表彰 現在縣下にも粕屋郡小野村をはじめ三十六ヶ町村の優良統計町村があり又個人的にも統計事務上の功勞者が少くないが之が表彰の途がなかつたので新に表彰規定を設けて之を表彰し指導獎勵をなす

(四) 統計事務關係者の連絡統一 統計事務の敏捷を圖るため統計主任者會議や統計大會等を開催して連絡統一を圖る(昭和七、九、十五、福岡日日新聞)

△全國の神棚 神宮では大麻約九百萬體を奉製中のところ昨今殆ど出來上り來月中旬から全國各戸に一齊に授與するがこれに魁けて各府縣神職會の手を經て調べた全國の神棚總數は六百二十八萬八千九百九十九あり全國世帶數の

約半數は皇大神宮を祀る神棚を備へてゐるわけである、そのうち群馬縣が一千戸に對し八百六十七戸を算し、斷然第一位にあり熊本、新潟、埼玉、宮城、岩手各縣がそれについているが、神宮に近い近畿地方には案外神棚が少く、大阪府の如きは一千戸に對し二百十二戸で最も少い、これはお稻荷さんなどを祀つてあるものが多い關係である。

(昭和七、九、二十二、大阪毎日新聞)

△失業者生計調査 深刻なる不況時に際し、政府では各種の失業救濟策を講じつゝありと雖も、失業者の數はますます激増の傾向にあり、速かにこれが救濟根本対策樹立の必要が叫ばれてゐるにもかゝらず失業者生活状態の真相に關しては特に悲惨なる少數の實例が流布せらるゝに止まり、大量觀察により失業者の日常生活程度を明示したものは極めて少いので、内務省社會局では失業者並にその世帯構成員の生計の實情を調査し、將來勞働賃金、就業手當、共濟組合掛金、失業給付金等の標準決定のための資料となすべく、十月一日より失業者生活状態調査を開始することになった、しかして本調査は東京、京都、大阪、横濱、名古屋、神戸の六大都市と協力し、内務省からは約八萬圓の經費を支出し、三百五十人の臨時調査委員を特設して、右六大都市につき約十萬人の標準失業者を抽出して該調査を行ひ、明年三月末までに集計を完了せんとするものであるが、かかる大規模の失業調査を行ふことは我國としては全く最初のことであり、その結果は各方面から大いに期待されてゐる、調査要綱左の如し。

失業者生活状態調査要綱

一、調査の目的

失業者の數に關する測定は各地方長官報告による失業推定月報により概測せらるゝ所なるも、失業の質、即ち失

業者生活状態の真相に關しては、大量觀察により失業者の眞の日常生活程度を明示したるものなきにより、本調査においては失業者及びその世帯構成員の生計に關する事項を調査し、將來勞働賃金、就業手當、共濟組合掛金、失業給付金、食券または物品給與等の標準を適正ならしむる資料とし各種失業対策の参考に資す。

二、調査の対象

六大都市失業者 約 一〇〇,〇〇〇人

内 譯

- (イ) 失業登録者 六〇,〇〇〇
- (ロ) 失業登録希望者 一〇,〇〇〇
- (ハ) 知識階級失業登録者 二、五〇〇
- (ニ) 知識階級失業登録希望者 五〇〇
- (ホ) 工場労働者被解雇者 一〇,〇〇〇
- (ヘ) 交通労働者被解雇者 一三,〇〇〇

三、調査期間

昭和七年十月一日—八年三月末日

四、調査方法

三百五十人の臨時調査委員を以て豫備、本調査の二段に分つて調査を行ふ

(イ)豫備調査—失業既登録者及び登録希望者については失業登録臺帳により、被解雇者については會社の解雇臺帳に基き、一應の豫備調査を行ふ

(ロ)本調査—調査委員をして失業者の家庭を訪問せしめ、左記調査事項記入のカードにそれ／＼の調査事實を書込ましめ、これを集計す

五、調査事項

- (イ)失業の期間
- (ロ)前職
- (ハ)前職の収入
- (ニ)失業の理由
- (ホ)世帯人數
- (ヘ)世帯員職業
- (ト)本人の收入（收入の性質即ち失業救濟事業による收入なるか、或ひはその他の收入なるかの調査）
- (チ)世帯員の収入
- (リ)支出金額
- (ヌ)一ヶ月間の収入不足額、及びその収入不足額を如何に處理してゐるか
- (ル)病人の有無、及び老幼扶養者の數（昭和七、九、二十六、中外商業新報）

附 錄

(本號も亦國際觀光局寄與の入國外人數調べを附録とす、但し今回の分は「甲」内務省側（水上警察署）と「乙」大藏省側（税關）との調査報告に據り觀光局に於て製表せるものなり、兩者の調査が夫れ夫れ觀點と手段とを異にせるとは言へ其の表現せる數字に斯くも甚だしき差違あるは如何、爲政者は抑々兩者の何れを權威と認め是を範に執りて中外に示さんとするか、茲には兩者の發表を其の儘に掲載して大方の注意を喚起す……編輯)

(甲)昭和七年上半期入國者數並入國目的調査表

國際觀光局

解說

本表は内務省を通じ水上警察の手を経て蒐集せる材料に基き當局にて作製せるものにして、本表により推論し得る事は、一九二九年度以後世界を風靡せる經濟不況は凡ゆる産業に暗影を投げかけ觀光事業も亦一つの産業として必然その影響下に立ち觀光客は本年上半期は昨年上半期に對して四三パーセントの減を示し、入國者數は全體として即ち觀光、公務、商用、その他凡てを合計せるものは昨年度に比し四六パーセントの減を示し又長期滯在者の減（即ち一

(3)

昭和 7 年上半期滞在期間別入國者數

豫定滞在日數 國籍別	十五日未満	三ヶ月未満	三ヶ月以上	計	前年度計	對前年度
亞米利加國 合衆	1,111	344	265	1,720	2,911 △	1,191
英吉利	664	290	283	1,237	1,610 △	373
獨逸	77	83	109	269	300 △	31
佛蘭西	66	43	52	161	237 △	76
サガエート邦 聯	226	77	155	458	477 △	19
中華民國	246	192	2,580	3,018	8,000 △	4,982
其他	690	286	257	1,233	1,275 △	42
計	3,080	1,315	3,701	8,096	14,810 △	6,714

(註) 本統計ハ水上警察署報告ヲ蒐集シ作成シタルモノナリ

△印ハ減ヲ示ス

昭和 7 年上半期入國目的別入外國人數
(A)

入國目的別 國籍別	觀光	公務	商用	其他	計	前年度計	對前年度
亞米利加國 合衆	808	25	241	646	1,720	2,911 △	1,191
英吉利	441	11	208	577	1,237	1,610 △	373
獨逸	69	6	65	129	269	300 △	31
佛蘭西	48	9	27	77	161	237 △	76
サガエート邦 聯	11	53	88	306	458	477 △	19
中華民國	53	16	161	2,788	3,018	8,000 △	4,982
其他	217	23	214	779	1,233	1,275 △	42
計	1,647	143	1,004	5,302	8,096	14,810 △	6,714

(2)

五日以上三ヶ月未満) は短期滞在者の減に對してその割合大にして米人觀光客は昨年上半期は一二九八名なりしも本年上半期は八〇八名にして四六・九パーセントの減を示し居る狀態なり。尤も米人旅客の歐洲各國に於ける消費額は最近の發表に據れば一九三一年度は一九三〇年度に比し四六パーセントの減を示し居る狀態なり。圓價の下落は未だ上半期入國者數に顯著なる影響を與ふるに至らざるも本年下半期入國者數には若干の影響有之べく、既に夏期に於ける雲仙、別府等にはその間の事情の投影の若干見るべきものあり圓價の低落の情勢にして大なる變化なく又滿洲問題に關し米國民の感情の硬化なき限り明年度は相當の増加を期待し得る見込なり。

昭和 7 年度上半期月別入國者數

月別 國籍別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	本年 半期	前年 同期	增減	増減率
亞米利加 合衆國	217	218	263	298	392	332	1,720	2,911	△ 1,191	△ 0.40
英吉利	130	205	224	225	222	231	1,237	1,610	△ 373	△ 0.24
獨逸	32	44	33	50	51	59	269	300	△ 31	△ 0.10
佛蘭西	11	28	33	25	35	26	161	237	△ 76	△ 0.30
サヴエート 聯邦	52	158	46	73	66	63	458	477	△ 19	△ 0.04
中華民國	470	133	310	568	844	693	3,018	8,000	△ 4,982	△ 0.62
其他	137	149	368	191	197	191	1,233	1,275	△ 42	△ 0.03
計	1,049	935	1,280	1,430	1,807	1,595	8,096	14,810	△ 6,714	△ 0.45

(B)

入國目的別 國籍別	寄港者	世界 一觀光客	前年度計	對前年度	入國者中 本邦船 ニヨル者	艦船乗組員
亞米利加 合衆國	9,461	2,683	3,286	△ 603	792	35,486
英吉利	3,910	388	663	△ 275	627	67,462
獨逸	366	69	166	△ 97	152	9,327
佛蘭西	188	20	44	△ 24	83	11,450
サヴエート 聯邦	250	—	—	—	317	5,988
中華民國	27,769	—	1	△ 1	2,377	61,395
其他	9,973	236	351	△ 115	421	39,384
計	51,917	3,396	4,511	△ 1,115	4,769 (12,321)	230,492 (202,437)

(註) 括弧内ハ前年度上半期計ヲ示ス

昭和 7 年上半期港別入國者數

港 國籍別	横濱	神戸	下關	門司	長崎	敦賀	其他	計
亞米利加 合衆國	622	721	185	131	36	13	12	1,720
英吉利	338	542	91	15	109	3	139	1,237
獨逸	89	102	46	6	16	8	2	269
佛蘭西	41	67	14	9	25	5	0	161
サヴエート 聯邦	47	96	144	62	14	77	18	458
中華民國	304	2,017	202	132	218	4	141	3,018
其他	244	442	58	39	69	10	371	1,233
計	1,685	3,987	740	394	487	120	683	8,096
前年度計	2,262	6,398	1,696	3,495	688	68	203	14,810
對前年度	△ 577	△ 2,411	△ 956	△ 3,101	△ 201	52	480	△ 6,714

(第二表)

月別	年度別	米	英	獨	佛	露	支	其他	總計
一月	本年度	223	171	36	17	46	749	52	1,294
	前年度	531	176	32	33	75	702	128	1,677
	増減△	308	△ 5	4	△ 16	△ 29	47	△ 76	△ 383
二月	本年度	242	144	27	31	75	127	76	722
	前年度	312	124	29	7	62	381	121	1,036
	増減△	70	20	△ 2	24	13	△ 254	△ 45	△ 314
三月	本年度	511	241	37	34	39	165	141	1,168
	前年度	679	394	52	26	68	1,341	159	2,719
	増減△	168	△ 153	△ 15	8	△ 29	△ 1,176	△ 18	△ 1,551
四月	本年度	876	284	47	18	73	549	208	2,055
	前年度	1,059	306	85	31	43	1,261	252	3,037
	増減△	183	△ 22	△ 38	△ 13	30	△ 712	△ 44	△ 982
五月	本年度	279	268	51	41	62	856	156	1,713
	前年度	456	262	49	18	77	1,033	174	2,069
	増減△	177	6	2	23	△ 15	△ 177	△ 18	△ 356
六月	本年度	325	248	56	26	40	673	154	1,522
	前年度	483	235	60	119	50	806	131	1,884
	増減△	158	13	△ 4	△ 93	△ 10	△ 133	△ 23	△ 362
計	本年度	2,456	1,356	254	167	335	3,119	787	8,474
	前年度	3,520	1,497	307	234	375	5,524	965	12,422
	増減△	1,064	△ 141	△ 53	△ 67	△ 40	△ 2,405	△ 178	△ 3,948
	増減率△	30%	△ 9%	△ 17%	△ 29%	△ 11%	△ 44%	△ 19%	△ 32%

(乙) 昭和7年上半期分本邦上陸
外國旅客國籍別人員表

(税關報告ニヨル 但シ下關分ハ縣特高課下關出張所報告 △印ハ減ヲ示ス)

(第一表) 國際觀光局調査

國籍別 港別	米	英	獨	佛	露	支	其他	總計	
横濱	本年度	1,407	494	72	59	34	249	323	2,638
	前年度	1,986	463	95	45	42	598	394	3,623
	増減△	579	△ 31	△ 23	△ 14	△ 8	△ 349	△ 71	△ 985
神戸	本年度	790	647	102	59	68	2,409	344	4,419
	前年度	978	764	89	54	69	3,501	386	5,841
	増減△	188	△ 117	△ 13	△ 5	△ 1	△ 1,092	△ 42	△ 1,422
下關	本年度	181	91	46	14	144	201	58	735
	前年度	448	169	102	25	185	611	129	1,669
	増減△	267	△ 78	△ 56	△ 11	△ 41	△ 410	△ 71	△ 934
門司	本年度	25	12	3	11	2	101	12	166
	前年度	22	20	7	—	12	390	9	460
	増減△	3	△ 8	△ 4	△ 11	△ 10	△ 289	△ 3	△ 294
長崎	本年度	41	110	16	19	10	154	42	392
	前年度	81	76	10	110	16	403	40	736
	増減△	40	34	6	△ 91	△ 6	△ 249	△ 2	△ 344
敦賀	本年度	12	2	13	5	77	—	8	117
	前年度	4	2	2	—	50	6	2	66
	増減△	8	—	11	5	27	△ 6	6	51
大阪	本年度	—	—	—	—	—	5	—	5
	前年度	—	3	1	—	—	8	5	17
	増減△	—	△ 3	△ 1	—	—	△ 3	△ 5	△ 12
其他	本年度	—	—	2	—	—	—	—	2
	前年度	1	—	1	—	1	7	—	10
	増減△	△ 1	—	1	—	△ 1	△ 7	—	8
計	本年度	2,456	1,356	254	167	335	3,119	787	8,474
	前年度	3,520	1,497	307	234	375	5,524	965	12,422
	増減△	△ 1,064	△ 141	△ 53	△ 67	△ 40	△ 2,405	△ 178	△ 3,948
	増減率△	30%	△ 9%	△ 17%	△ 29%	△ 11%	△ 44%	△ 19%	△ 32%

(備考) 其他トハ三池、七尾、名古屋、小樽ノ各港ナリ

附 錄

二

(今春三月二日より若干月を期し群馬縣福島町多井戸に於て縣當局と住民全體の希望を以て 内務省榮養研究所長佐伯矩博士の考案指導に成る榮養食を同地方各戸に攝取せしめ其經過視察の爲め五月四日保健衛生調査會委員諸氏同地に赴きたるが總裁柳澤伯爵は同委員として殊に都市及農村改善に關する特別委員長なれば當研究所赤塚書記を隨へ出張あり爾時柳澤總裁は民家に就き親しく此榮養食を試みられ且つ住民の満足狀態を目撃され斯くの如き意義ある企を短時日にして了らしむるは當を得たるものにあらず少くも一年四季を通じて 其効果を見るの要ありと力説され同行の委員及び東道の内務省關係官諸氏皆同感を表されたるに由り歸來衛生局長を經て大臣に進言する 處あり終に内務省より若干金の補助支出を見るに至り多井戸住民の榮養食攝取は目下猶連續されつゝある次第なるが今回實施八ヶ月後の狀況に關する群馬縣當局の報告に接し同縣が他に率先して是に着手せしは 實に賢明なる措置といふべく其報告亦此種統計の重要な資料となすべきを以て茲に轉載して本號附錄となす……編 輯)

村落榮養改善實施概況ニ關スル群馬縣ノ報告

改善實施八ヶ月後ノ狀況

一、村落ノ狀況

曩ニ榮養改善ヲ實施セル北甘樂郡福島町大字小川字多井戸ニ於ケル榮養改善ハ三月二日着手後八ヶ月ヲ經過セ

ル十月下旬ノ狀況ハ左表ノ如ク極メテ順調ニ進捗シツ、アリ。

今各期ニ分ツテ概說スレバ、幼年期ノ者ハ、四月十五日ノ検査ニ於テ七九八瓦ノ體重ノ増加ヲ示セルマ、農繁期其他ノ不適當ナル環境ヲ経過セルニ拘ラズ六月一日ノ検査ニ於テハ前回検査ニ比シ二三八瓦ヲ 増加シ更ニ七月二十一日ノ検査ニ於テハ一三〇瓦、九月三十日ノ検査ニ於テハ八五瓦、十月三十日ノ検査ニ於テハ四七〇瓦ノ體重ノ増加ヲ示シ累計一、九三六瓦ニ及ベリ。發育期ノ者ハ、四月十五日ノ検査ニ於テ一、一〇〇瓦ノ體重ノ増加ヲ示セルマ、農繁期直後ノ七月二十一日ノ検査ニ於テ僅カ六瓦ノ減少ヲ示セルヲ除キテハ何レモ順調ナル體重ノ増加ヲ示シ六月一日ノ検査ニ於テハ一九九瓦、八月二十日ノ検査ニ於テハ五八九瓦、九月二十日ノ検査ニ於テハ二九八瓦、十月三十日ノ検査ニ於テハ五七二瓦ノ増加ヲ示シ改善前後ノ體重ノ差實ニ二、七五二瓦ニ及ベリ。盛年期男子ハ、四月十五日ノ検査ニ於テハ八五〇瓦ノ體重ノ増加ヲ示シ更ニ農閑期ニ入りタル八月二十日ノ検査ニ於テハ四六一瓦、十月三十日ノ検査ニ於テハ四五〇瓦ノ増加ヲ示シタルガ、五月中旬ヨリ七月月中旬、八月中旬ヨリ十月上旬ニ亘ル農繁期ニ於テハ激勞働ト睡眠不足ニ終始セルタメ六月一日ノ検査ニ於テハ三六一瓦、七月二十一日ノ検査ニ於テハ五三二瓦、九月二十日ノ検査ニ於テハ二五四瓦ノ體重ノ減少ヲ示シタルモ改善前後ノ差引體重增加六一四瓦ニ及ベリ。盛年期女子ハ、四月十五日ノ検査ニ於テ四三〇瓦ノ體重ノ増加ヲ示シ更ニ農閑期ニ入りタル八月二十日ノ検査ニ於テハ五〇〇瓦、十月三十日ノ検査ニ於テハ三九六瓦ノ増加ヲ示シタルガ農繁期ヲ経過シタル六月一日ノ検査ニ於テハ一七瓦、七月二十一日ノ検査ニ於テハ一一三瓦、九月二十日ノ検査ニ於テハ五二瓦ノ減少ヲ示シ改善前後ノ増加差引一、一四四瓦ニ及ベリ。以上ノ幼年期發育期盛年期並ニ衰退期ノ各期ヲ通ジテ改

善着手八ヶ月後ノ體重ノ增加平均一、六八四瓦ニ及ベリ。

以上ヲ九月末現在多井戸區ノ成績ト對照區タル横瀬巾區ヲ比較スレバ左ノ如シ。

幼年期ニ於テハ、多井戸區ハ、七月二十一日ノ検査ニ於テ前回ニ比シ二一五瓦、九月二十日ノ検査ニ於テ二一五瓦ヲ增加シ合計四三〇瓦ノ增加ヲ示セリ。對照區ハ、七月二十日ノ検査ニ於テ前回ニ比シ二五〇瓦、九月二十六日ノ検査ニ於テ二五瓦ヲ增加シ合計二七五瓦ノ增加ヲ示セリ。即チ兩區ノ差一五五瓦ニ及ベリ。

發育期ニ於テハ、多井戸區ハ、七月ノ検査ニ於テ前回ニ比シ六瓦ヲ減少シタルモ九月ノ検査ニ於テ八八七瓦ヲ增加シ差引八八一瓦ノ增加ヲ示セリ。對照區ハ七月ノ検査ニ於テ前回ニ比シ七七瓦ヲ減少シタルモ九月ノ検査ニ於テ二四五瓦ヲ增加シ差引一六八瓦ノ增加ヲ示セリ。即チ兩區ノ差七一參瓦ニ及ベリ。

盛年期男子ニ於テハ、多井戸區ハ七月ノ検査ニ於テ前回ニ比シ五三二瓦ヲ減少シタルモ九月ノ検査ニ於テ二〇七瓦ヲ增加シ差引三二五瓦ノ減少ヲ示セリ。對照區ハ七月ノ検査ニ於テ前回ニ比シ一、三一瓦、九月ノ検査ニ於テ九四瓦ヲ減少シ合計一、四〇五瓦ノ減少ヲ示セリ。即チ兩區ノ差一〇八〇瓦ニ及ベリ。

盛年期女子ニ於テハ、多井戸區ハ七月ノ検査ニ於テ前回ニ比シ一一三瓦ノ減少ヲ示シタルモ九月ノ検査ニ於テ四四八瓦ヲ增加シ差引三三五瓦ノ增加ヲ示セリ。對照區ハ七月ノ検査ニ於テ前回ニ比シ一、四〇〇瓦ヲ減シ、九月ノ検査ニ於テ二〇瓦ヲ減少シ合計一、四二〇瓦ノ減少ヲ示シ兩區ノ差實ニ一、八四八瓦ニ及ベリ。

多井戸區體重比較增減表(平均) △印 減

合 計	衰 退 期	性 別	人 員	改善前		改善後の比較増減(何レモ前回検査ニ比較)						差引合計 八ヶ月後	
				男	女	男	女	男	女	男	女	男	
毛	毛	計	計	三	六	三	六	三	六	三	六	三	六
杏	杏	計	計	九	六	五	六	四	六	三	六	二	五
奄	奄	計	計	三	六	三	六	三	六	三	六	二	五
六	六	計	計	四	八	三	八	三	八	三	八	二	五
衰	衰	計	計	三	六	三	六	三	六	三	六	二	五
退	退	計	計	三	六	三	六	三	六	三	六	二	五
期	期	計	計	三	六	三	六	三	六	三	六	二	五
合	合	計	計	三	六	三	六	三	六	三	六	二	五

多井戸區發育比較表（其ノ二）

多井戸區發育比較表（其ノ一）

14)

對照圖發育比較表(其二)

二、工場ノ狀況

日繰絲打切ニ際シテノ検査ニ於テハ二八瓦ヲ減少セリ。即チ第二回報告ニ於テ其ノ原因トシテ勞働時間ヲ一時間延長セルコト、右時間延長ニ際シ榮養量ノ増加ノ伴ハザリシコト、農繁期ニ際シ自家勞働ノ増加シタルコト等ヲ舉ゲタリ。其ノ後七月九日再び繰絲開始ニ際シテノ検査ニ於テハ一、一一〇瓦ノ減少ヲ示セリ。即チ第三回報告ニ於テ體重減少ノ原因トシテ從業員ハ繰絲休業中自家ニ於テ農繁期ノ激勞働ニ從事セルコト、睡眠不充分ナリシコト、榮養ノ給與ノ極メテ不適ナリシコト等ヲ舉ゲタリ。其ノ後順調ナル推移ヲ示シ開始一ヶ月ナル八月十八日ノ検査ニ於テ五三七瓦、九月十九日ノ検査ニ於テ二九二瓦、十月二十五日ノ検査ニ於テ三五七瓦ヲ增加シ七月開始

(15)

以來一、一八六瓦ノ體重ノ增加ヲ示セリ。

尙繰絲能率ニツキテハ改善後二二・五九%增加ヲ示シタル後極メテ順調ニ經過シツ、アルハ前回迄ノ報告ニ述べタル所ナリ。今参考トシテ七月繰絲再開始後ノ能率ヲ前年同期ト比較スレバ別表ノ如シ。即チ七月ニ於テハ前年同期ニ比シ三八・〇一%ノ生産ノ増加ヲ示シ八月ニ於テハ前年同期ニ比シ、二三・九九%ノ生産ノ増加ヲ示セリ。固ヨリ比較ハ同一ノ條件ヲ以テ始メテ爲シ得ラル、コトニシテ前年度トノ比較ハ稍々正鵠ヲ缺ク嫌ヒアルモノ他ニヨリ正確ナル對照ヲ得ルマデ右ニ依ル。

茲ニ特ニ考慮スベキハ前年度ニ於テハセレブレン三A格ヲ規準トシテ繰絲シタルニ反シ本年度ニ於テハ、二A格ヲ規準トシテ繰絲シタルニ依リ當然生産ノ増加ヲ來スベキ筈ナルモノノ率高率ニシテ七月ニ於ケル能率増加ノ差異ハ明ラカニ榮養改善ニ依ル體力ノ相違ニ依ルモノト認メラル、所ニシテ此ノ點ニ就キテハ工場主ニ於テモ確認報告アリ。

區別	人員	九月十九日測定		十月二十五日測定		比較
		總體重(公斤)	平均體重	總體重(公斤)	平均體重	
盛發育期	三三	三四〇、三	三一、三	三三六、六	三一、三	(+) 一、五
計空	二八八、八	二七〇、四	二五、五	二八〇、三	二六、三	(+) 一、八
真榮製絲工場	二於	二六〇、三	二四、五	二七〇、三	二五、五	(+) 一、七
於	於	二五〇、三	二三、五	二六〇、三	二四、五	(+) 一、三

一、榮養改善前後ニ於ケル織絲實量ノ比較(七月分)

織絲延人員	全織絲量(貫)	一人一日平均		同上百分比	備考
		織絲量(匁)	人日平均		
善前(昭和六年)	西〇〇	一九〇、〇	九、七		
善後(昭和七年)	二〇〇	二〇、六	一、〇		
減	毛〇〇	三一、八	(+) 三〇、二	(+) 三、〇	
		三三、八	(+) 三、六	(+) 三、九	
		(+) 三、六	(+) 三、九	(+) 三、九	

一、榮養改善前後ニ於ケル織絲實量ノ比較(八月分)

織絲延人員	全織絲量(貫)	一人一日平均		同上百分比	備考
		織絲量(匁)	人日平均		
善前(昭和六年)	西〇〇	一九〇、〇	九、七		
善後(昭和七年)	二〇〇	二〇、六	一、〇		
減	毛〇〇	三一、八	(+) 三〇、二	(+) 三、〇	
		三三、八	(+) 三、六	(+) 三、九	
		(+) 三、六	(+) 三、九	(+) 三、九	

【非賣品】

昭和七年十二月廿六日印刷

昭和七年十二月卅日發行

編輯者
阪本敦
發行所
柳澤統計研究所
電話三田(45)〇五一四番
振替口座東京三七三〇五番
東京市芝區田町八丁目一番地
東京市麹町區有樂町一丁目三番地
印刷所
株式會社
一色活版所

14.4
822

終